９－３　高等学校（併設中学校を含む）における実証授業

９－３－１　整理番号５　鹿児島県立加治木工業高等学校

【実証授業の概要】

鹿児島県立加治木工業高等学校　情報「情報の管理」単元
平成１８年１２月８日　５０分間１コマ
対象生徒　２年生１クラス
内容　情報科「情報の管理」単元において、単元本来の内容が情報管理と知的財産権との関連を直接的に扱う内容。

情報科「情報の管理」単元で、教科書以外に同校で制作した著作権理解用ソフトと著作家か野自作ビデオを利用する授業である。

当日の授業風景写真

著作権教材ビデオ

同校開発の著作権学習ソフト

９－３－２　整理番号６　鹿児島県立加治木工業高等学校

【実証授業の概要】

鹿児島県立加治木工業高等学校　家庭科「高齢者の福祉」単元

平成１８年１２月８日　５０分間１コマ

対象生徒　２年生１クラス

内容　家庭科「高齢者の福祉」単元において、単元本来の内容を中心に扱う内容。福祉機器や高齢化疑似体験器具の発明について若干考えさせる内容。本年度検証授業の中では、知財と直接的な関連については一番低い実践である。但し、担当教員の自主制作ビデオ等も駆使した授業である。

家庭科「高齢者の福祉」単元で、高齢者疑似体験教具を用いて高校生が加齢の状況を体感する事で、高齢者福祉を相手の立場から考察するきっかけを作る授業である。

当日の授業風景写真

９－３－３　整理番号７　下関市立下関商業高等学校

【実証授業の概要】

下関市立下関商業高等学校　情報系科目の特別授業として編成

平成１８年６月１３日　５０分間１コマ

対象生徒　情報処理科２年生１クラス

内容　商標の基礎知識（その１）

※本授業は、山口大学常盤キャンパス木村友久研究室と下関商業高校との間で、双方向遠隔授業で実施した。回線は、商用の一般的なインターネット回線を利用している。

下関商業高等学校情報処理科の学生を対象とする、知的財産講座シリーズ（４回）の一環として実施された。商業高校生を対象とする知的財産セミナーであり、商標の基礎知識の時間数を二時間確保している。また、どの回においても産業財産権標準テキストと特許電子図書館（(独）工業所有権情報・研修館）を基本的教材として利用している。これらの教材は、高校生あるいは大学学部生の入門的講座で利用しやすい教材である。

４回シリーズのうち、整理番号７と８の授業は山口大学常盤キャンパスと下関商業高等学校を地上系回線で結んで実施、整理番号９と１０の授業は山口大学技術経営研究科北九州教室と下関商業高等学校を地上系回線で結んで実施している。

当日の遠隔講義システムのセット

必須機材として、双方の教室に配置したｍｐｅｇ２コーデック（弁当箱程度の大きさ）と通常のインターネット回線のみで双方向遠隔授業環境を再現できる。カメラ、モニター等の機材は手持ち民生用機材を転用でき、ｍｐｅｇ２コーデックへのケーブル接続もビデオデッキと同じ感覚でＡＶケーブルを接続するだけである。回線の帯域としては、上り下り各４メガ、計８メガが確保できたらｍｐｅｇ２による動画交換が可能である。なお、帯域環境が悪い場合に備えて低いレートで若干画質を落とした設定も用意されている。この検証授業で利用したコーデック（ＮＴＴエレクトロニクス製　ＳＵ１０００）は音声遅延時間が０．２秒であり、双方向遠隔授業で課題となる音声遅延の違和感は生まれなかった。

【当日の指導用パワーポイント資料】

産業財産権講座シリーズ　　商標の基礎知識

商標の基礎知識と情報検索

ー第１回ー

下関商業高等学校←→山口大学常盤キャンパス

山口大学　大学院技術経営研究科　教授　木村友久　2006,6,13

Copyright © 2006 Yamaguchi University Prof.Tomohisa Kimura

★★　産業財産権講座シリーズ　★★

第１回　商標の基礎知識と情報検索

第２回　商標戦略と模擬商標出願

第３回　特許の基礎知識

第４回　意匠の基礎知識～デザインの保護

Copyright © 2006 Yamaguchi University

◆社会の高度化で知識に商品価値が認められるようになった

知的財産

取引社会で発明、デザイン、企業秘密、商標等の価値再認識
・・・身の回りでも多くの事件が報道されている

◎レンズ付きフイルム特許権侵害訴訟
東京地裁平成12年8月31日
東京地裁平成08（ワ）第16782号

◎中古ゲームソフト訴訟
最高裁平成14年4月25日
最高裁平成13年（受）952号

◎ファイル交換ソフト著作権侵害訴訟
東京地裁平成15年12月17日
東京地裁平成14（ワ）第4237号

◎格安DVDソフト販売に異論

Copyright © 2006 Yamaguchi University

◆商品化や流通では知的財産を考慮しなければならない
◎カップヌードルの知的財産を考えてみよう

商標

意匠

ノウハウ・
企業秘密

特許

Copyright © 2006 Yamaguchi University

◎ソフトウェア特許はアルゴリズムのアイデアで成り立っている

出願番号（2000-096684）　出願日（2000.03.31）
公開番号（2001-282797）　公開日（2001.10.12）
登録番号（3605343）登録日（2004.10.08）
審判番号（　　）請求日（　　）
最終処分（登録 処分日 2004.10.08　　）

【Fターム（参考）】5B075 KK07 KK63 ND20 PP02 PP03 PP12 PP22 PQ02 PQ42 QP10 UU40

(57)【要約】
【課題】インターネットの閲覧を制限するための方法において、禁止語キーワードを有するコンテンツの閲覧を禁止する場合、禁止語キーワードがあれば閲覧を一律に禁止すると、たとえ有益な情報を含むコンテンツさえも閲覧できなくなる問題がある。
【解決手段】有益語キーワードのデータベースを設けて、禁止語キーワードが含まれているコンテンツでも、有益語キーワードが含まれていれば、有益な情報を含むコンテンツであると判断して閲覧を可能にする。

Copyright © 2006 Yamaguchi University

(57)【特許請求の範囲】
【請求項1】
コンピュータを使用してインターネットを介して外部情報のアクセスを制御する方法であって、アクセス許可サイトのリストを含む第１データベース、アクセス禁止サイトのリストを含む第２データベース、禁止語キーワードを含む第３データベース、及び有益語キーワードを含む第４データベースを備えた前記コンピュータを使用してインターネットを介して外部情報をアクセスする際に、前記コンピュータが、前記第１データベースに含まれるサイトへのアクセスは許可し、前記第２データベースに含まれるサイトへのアクセスは禁止し、前記第１および前記第２データベースに含まれないサイトについては、当該サイトからの情報が前記第３データベースに含まれるキーワードを有しない時にはアクセスを許可し、当該サイトからの情報が前記第３データベースに含まれるキーワードを有する時は前記第４データベースに含まれるキーワードを有する時のみにアクセスを許可することを特徴とするインターネット閲覧制御方法。

Copyright © 2006 Yamaguchi University

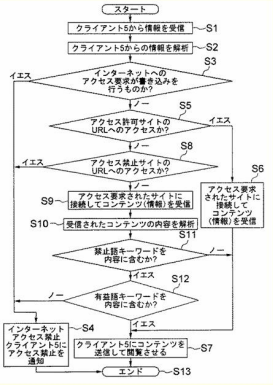

第1データベース
アクセス許可サイトのリスト

第2データベース
アクセス禁止サイトのリスト

第3データベース
禁止語キーワード

第4データベース
有益語キーワード

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

◆知的財産の全体像・・・・・

→産業財産権標準テキスト「商標編」 42頁

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

◆知的財産は、三種類に大分類できます・・・・・

◎製品等の開発製造過程で創作される知的財産
発明　考案　意匠デザイン　半導体回路配置等
◎営業上の信用が表現されている知的財産
商標　商号　一部のドメインネーム　一部の商品形態等
◎思想または感情の創作物に関わる知的財産
小説　音楽　写真　映画　プログラム等

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

慣用的に「商標」と呼ぶ場合も多い！！

◆商標は「標章（マーク）」と「商品・役務」の組み合わせ
商標登録出願番号　2004－13383
－標章－

－役務－　41類 大学における教授，献体に関する情報の提供，動物の調教，植物の供覧，電子出版物の提供，オンラインによる書籍の制作，映画の上映・制作又は配給，演劇の演出又は上演，音楽の演奏，放送番組の制作，教育・文化・娯楽・スポーツ用ビデオの制作等々・・・

◆「商品・役務」は45類の区分に分類されている
→産業財産権標準テキスト「商標編」 135頁

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

◆特許電子図書館で実際の商標を調べてみよう
→産業財産権標準テキスト「商標編」 72頁

http://www.ipdl.ncipi.go.jp/homepg.ipdl
あるいは
グーグル等の検索を利用して「特許電子図書館」と入力

厳流島
シーモール
チョンマゲ　で検索してみよう

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

◆商標の種類
→産業財産権標準テキスト「商標編」 47頁
1. 文字商標・・・・文字のみからなる商標
2. 図形商標・・・・実写的なものや幾何学的なものを図案化
3. 記号商標・・・暖簾記号や文字を図案化したものなど
4. 立体商標・・・商標を立体化したもの
5. 結合商標

◆商号と商標の違い
→産業財産権標準テキスト「商標編」 48頁

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

◆商標には三機能がある「自他商品識別」「品質保証」「広告」
→産業財産権標準テキスト　49～50頁
－自他商品識別機能－　出所表示
－品質保証機能－
－広告機能－　広告・宣伝

◆ 商標権の効力は「標章（マーク）」と「商品・役務」それぞれについて、同一と類似の範囲まで及ぶ
→産業財産権標準テキスト　101頁

	標章同一	標章類似	標章非類似
商品役務同一	◎独占排他権	○排他権	×効力なし
商品役務類似	○排他権	○排他権	×効力なし
商品役務非類似	×効力なし	×効力なし	×効力なし

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

●商品の類否判断基準

生産部門が一致するかどうか

販売部数が一致するかどうか

原材料及び品質が一致するかどうか

用途が一致するかどうか

需要者の範囲が一致するかどうか

完成品と部品との関係にあるかどうか

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

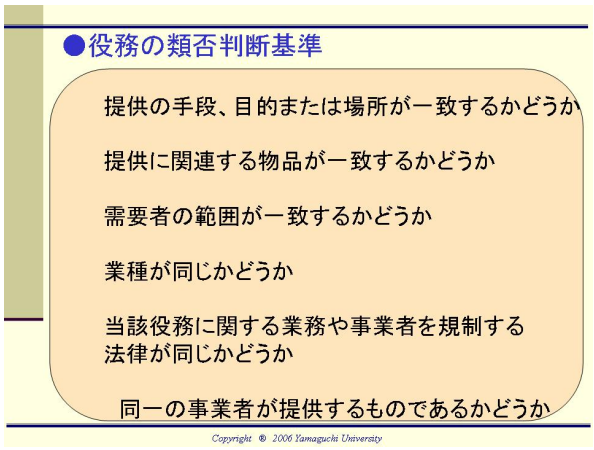

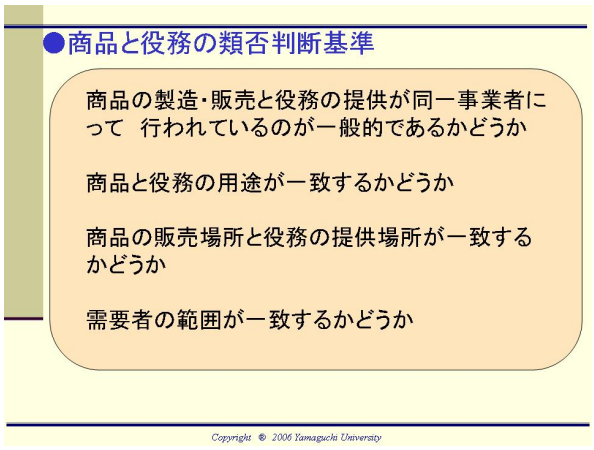

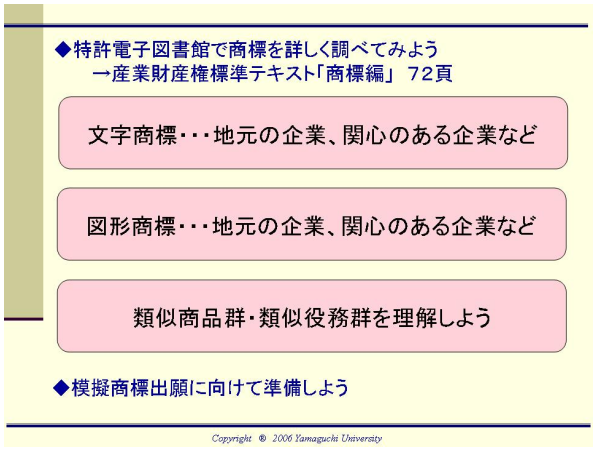

９－３－４　整理番号８　下関市立下関商業高等学校

【実証授業の概要】

下関市立下関商業高等学校　情報系科目の特別授業として編成

平成１８年６月２７日　５０分間１コマ

対象生徒　情報処理科２年生１クラス

内容　商標の基礎知識（その２）

※本授業は、山口大学常盤キャンパス木村友久研究室と下関商業高校との間で、双方向遠隔授業で実施した。回線は、商用の一般的なインターネット回線を利用している。

下関商業高等学校情報処理科の学生を対象とする、知的財産講座シリーズ（４回）の第２回目の授業である。初回で知的財産の全体像と商標入門までを扱った、今回は商標検索と類否判断まで踏み込んだ授業を行い、同時に地元企業や山口県に関係のある商標を検索する事で商標制度に対する親しみを感じる構成を目指している。

なお、商標の基礎知識では「産業財産権標準テキスト（商標編）」を利用している。

当日の授業風景写真

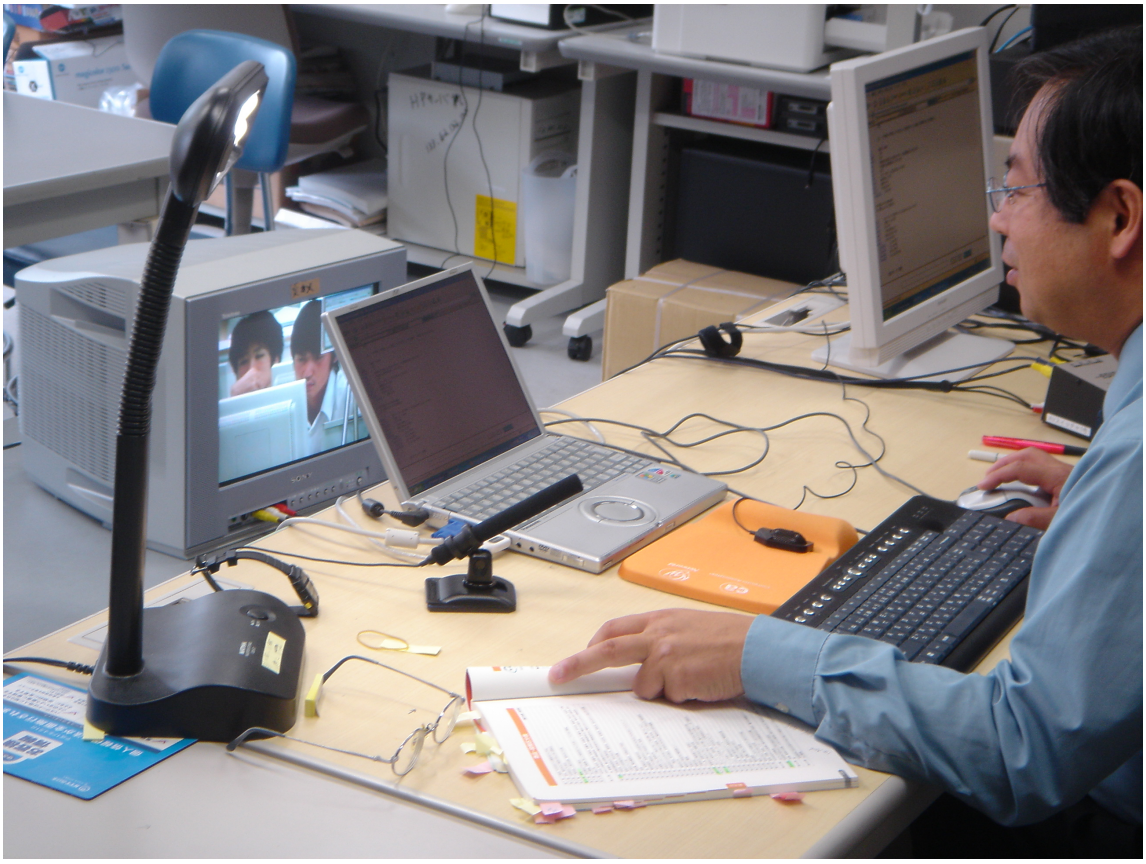

【当日の指導用パワーポイント資料】

産業財産権講座シリーズ　商標の基礎知識

商標の基礎知識と情報検索

－第2回－

下関商業高等学校←→山口大学常盤キャンパス
山口大学　大学院技術経営研究科　教授　木村友久　2006,6,20

Copyright ® 2006 Yamaguchi University Prof.Tomohisa Kimura

★★ 産業財産権講座シリーズ ★★

第1回　商標の基礎知識と情報検索

第2回　商標戦略と模擬商標出願

第3回　特許の基礎知識

第4回　意匠の基礎知識～デザインの保護

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

◆◆ 前回の復習 ◆◆

1. 知識に商品価値が認められるようになった。
　・・・発明、デザイン、プログラムなど
2. 商標（ブランド）のように営業上の信用を守るためのものも存在する。

知的財産

3. 商標は 標章（マーク）と形のある商品や役務（サービス）が合体したものである。
4. 特許電子図書館では、知的財産の中で産業財産権に属する情報を検索できる。
5. 標章並びに商品・役務の類否判断
6. 文字商標の検索と図形商標検索実習

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

◆◆ 前回の復習 ◆◆

◆商品化や流通過程では知的財産を考慮しなければならない
◎カップヌードルで利用されている知的財産から考える

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

◆◆ 前回の復習 ◆◆

◆商標は 標章（マーク）と形のある商品や役務（サービス）が合体したものである。

特許電子図書館で検索してみよう！

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

◆◆ 前回の復習 ◆◆

◆商標は 標章（マーク）と形のある商品や役務（サービス）が合体したものである。
「伊右衛門」で検索すると5件ヒット、そのうち4件は（株）福寿園

商標登録第4766195号で説明すると
商品区分数は 5つの区分になっている

1 標章（マーク）は伊右衛門 ＋ 商品は第32区分「清涼飲料」
2 標章（マーク）は伊右衛門 ＋ 商品は第30区分「茶」
3 標章（マーク）は伊右衛門 ＋ 商品は第21区分「ガラス基礎製品など」
4 標章（マーク）は伊右衛門 ＋ 商品は第20区分「木製・竹製又はプラスチック製の包装用容器など」
5 標章（マーク）は伊右衛門 ＋ 商品は第16区分「懐紙及びその他の紙類 など」

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

◆◆ 前回の復習 ◆◆

◆特許電子図書館は知的財産のうち「産業財産」の検索ができる

特許　実用新案　意匠（デザイン）　商標

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

◆◆ 前回の復習 ◆◆

◆ 標章並びに商品・役務の類否判断

◆ 文字商標の検索と図形商標検索実習

時間が足りなかったので補充説明・実習！！

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

◆◆ 本日の内容 ◆◆

1. 文字商標・図形商標の検索実習・・・続き

2. 各企業の商標戦略を考えてみよう

3. 商標の三機能と商標が登録されるための条件
（商標登録要件・・・手続的要件・実体的要件）

4. 特定の企業、あるいは架空の企業を想定して、
商標出願書類を作成してみよう。

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

◆文字商標の検索

「関門橋」で検索してみよう・・・何件ヒットしましたか？
下関の企業はありましたか？
その企業の他の商標出願は？
その企業の商標の傾向は？

◆図形商標の検索

～商品・役務区分表　産業財産権標準教科書「商標編」135頁
「ふぐ」の絵を利用している商標を検索してみよう
「泣いている子ども」の絵を利用している商標を検索してみよう
「毛利藩」の紋章を利用している商標を検索してみよう

萩藩「三本の矢」

これなら？

11区分　1912年

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

◆企業の商標戦略を探してみよう

◎ 日清食品株式会社

◎ 株式会社ソニー
2006年1月1日以降で検索すると？
登録第4923203号は？
登録第4233206号は？
登録第1701547号は？

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

◆商標には三機能がある「自他商品識別」「品質保証」「広告」

→産業財産権標準テキスト　49～50頁
－自他商品識別機能－　出所表示
－品質保証機能－
－広告機能－　広告・宣伝

◆ 商標権の効力は「標章（マーク）」と「商品・役務」それぞれについて、同一と類似の範囲まで及ぶ

→産業財産権標準テキスト　101頁

	標章同一	標章類似	標章非類似
商品役務同一	◎独占排他権	○排他権	×効力なし
商品役務類似	○排他権	○排他権	×効力なし
商品役務非類似	×効力なし	×効力なし	×効力なし

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

◆商標が登録されるための条件（要件）

◎手続の流れと商標出願書類→標準テキスト　91頁と88頁

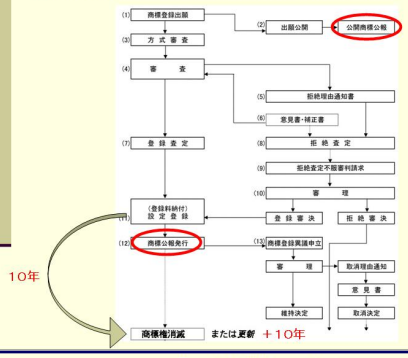

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

◆商標が登録されるための条件（要件）

◎実体的要件→産業財産権標準テキスト「商標編」 51～54頁

▲先願主義
第8条　同一又は類似の商品又は役務について使用をする同一又は類似の商標について異なつた日に二以上の商標登録出願があつたときは、最先の商標登録出願人のみがその商標について商標登録を受けることができる。　～以下省略

▲登録主義
第5条　①　商標登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書に必要な書面を添付して特許庁長官に提出しなければならない。
一　商標登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
二　商標登録を受けようとする商標
三　指定商品又は指定役務並びに第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分
②　商標登録を受けようとする商標が立体的形状（文字、図形、記号若しくは色彩又はこれらの結合との結合を含む。）からなる商標（以下「立体商標」という。）について商標登録を受けようとするときは、その旨を願書に記載しなければならない。　～以下省略

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

▲積極的登録要件

第3条
①　自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。
一　その商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標
二　その商品又は役務について慣用されている商標
三　その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状（包装の形状を含む。）、価格若しくは生産若しくは使用の方法若しくは時期又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、数量、態様、価格若しくは提供の方法若しくは時期を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標
四　ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標
五　極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標
六　前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標

②　前項第三号から第五号までに該当する商標であっても、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるものについては、同項の規定にかかわらず、商標登録を受けることができる。

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

▲消極的登録要件

第4条　①次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。
一　国旗、菊花紋章、勲章、褒章又は外国の国旗と同一又は類似の商標
二　パリ条約（千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。）の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国の紋章その他の記章（パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国旗を除く。）であつて、経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標
三　国際連合その他の国際機関を表示する標章であつて経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標
四　赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（昭和二十二年法律第百五十九号）第一条の標章若しくは名称又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百五十八条第一項の特殊標章と同一又は類似の商標　～以下省略

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

●商品の類否判断基準

生産部門が一致するかどうか

販売部数が一致するかどうか

原材料及び品質が一致するかどうか

用途が一致するかどうか

需要者の範囲が一致するかどうか

完成品と部品との関係にあるかどうか

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

●役務の類否判断基準

提供の手段、目的または場所が一致するかどうか

提供に関連する物品が一致するかどうか

需要者の範囲が一致するかどうか

業種が同じかどうか

当該役務に関する業務や事業者を規制する法律が同じかどうか

同一の事業者が提供するものであるかどうか

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

●商品と役務の類否判断基準

商品の製造・販売と役務の提供が同一事業者にって　行われているのが一般的であるかどうか

商品と役務の用途が一致するかどうか

商品の販売場所と役務の提供場所が一致するかどうか

需要者の範囲が一致するかどうか

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

◆模擬商標出願

◎商標出願書式
http://t-kimura03.cc.yamaguchi-u.ac.jp/gakugai/tr.doc

◎第1回目　2006. 6. 13教材
http://t-kimura03.cc.yamaguchi-u.ac.jp/gakugai/01.pdf

◎第2回目　2006. 6. 20教材
http://t-kimura03.cc.yamaguchi-u.ac.jp/gakugai/02.pdf

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

質問などは下記まで‥‥

t-kimura@yamaguchi-u.ac.jp

完

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

９－３－５　整理番号９　下関市立下関商業高等学校

【実証授業の概要】

下関市立下関商業高等学校　情報系科目の特別授業として編成

平成１８年１１月２２日　５０分間１コマ

対象生徒　情報処理科２年生１クラス

内容　特許の基礎知識

※本授業は、山口大学技術経営研究科北九州教室と下関商業高校との間で、双方向遠隔授業で実施した。回線は、商用の一般的なインターネット回線を利用している。

下関商業高等学校情報処理科の学生を対象とする、知的財産講座シリーズ（４回）の第３回目の授業である。今回は、特許制度入門、技術開発の意義、特許電子図書館を利用した特許情報検索を主要なテーマに設定している。

当日の授業風景写真

今回のテキストは「産業財産権標準テキスト（総合編）」を利用している

22 11:33AM

22 11:51AM

【当日の指導用パワーポイント資料】

産業財産権講座シリーズ No. 3　　特許の基礎知識

特許の基礎知識と情報検索

－第3回－

下関商業高等学校
↳山口大学技術経営研究科北九州教室
山口大学　大学院技術経営研究科　教授　木村友久　2006,11,22

Copyright ® 2006 Yamaguchi University Prof.Tomohisa Kimura

★★ 産業財産権講座シリーズ ★★

第1回　商標の基礎知識と情報検索

第2回　商標戦略と模擬商標出願

第3回　特許の基礎知識と情報検索

第4回　意匠の基礎知識～デザインの保護

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

◆◆ 第1回、第2回の復習 ◆◆

1. 知識に商品価値が認められるようになった。
2. 商標（ブランド）は営業上の信用を守るために存在する。
3. 商標は 標章（マーク）と形のある商品や役務（サービス）が合体したものである。
4. 商標の三大機能は
   自他商品識別機能　品質保証機能　広告機能　である。
5. 商標（標章並びに商品・役務）の類否判断と登録要件
6. 特許電子図書館では、知的財産の中で産業財産権に属する情報を検索できる・・・文字商標検索と図形商標検索実習
7. 各企業の商標戦略を考える。模擬商標出願書類作成。

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

◆◆ 本日の内容 ◆◆

1. 発明（特許）って何だろう？　下関に関係する特許は？
2. 時代を超える最先端の特許発明もあれば、生産工程の改良や身近な生活のアイデアから生まれる発明もある。
3. 製品の中にある発明を探してみよう。
4. 特許要件と特許出願の流れを理解しよう。
5. 特許情報の読み方を理解して、情報を検索してみよう。

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

◆発明（特許）って何だろう？　特許制度とは？？

特許法第1条（目的）
この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。

特許法第2条（定義）
この法律で「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。

・新しい「物」　・新しい「生産方法」　・新しい「方法」

技術的なアイデアで実現可能なもの

発明者等 ― 一定期間だけ独占権を与える → 期間経過後は誰でも自由利用

Copyright ® 2006 Yamaguchi University産業財産権標準テキスト総合編41～44頁

◆下関に関連する特許

・発明者が下関市在住　・特許権者が下関に本拠を持つ　・その他

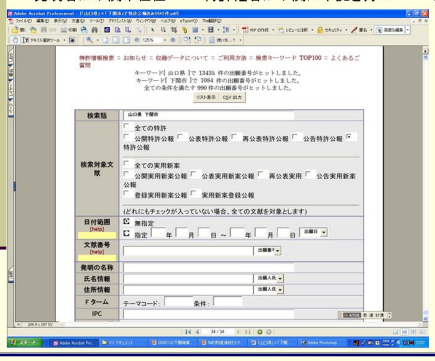

900件リスト
下関市特許
コプロス特許
全水産特許
岡部特許
釣り針特許

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

◆発明には・・・
時代を超える最先端の特許発明もあれば
生産工程の改良や
身近な生活のアイデアから生まれる発明もある

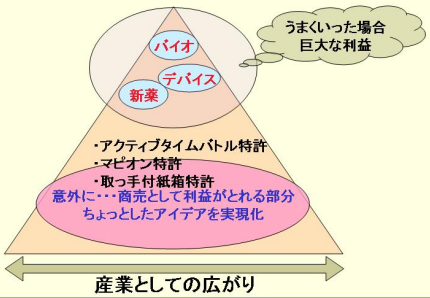

Copyright ® 2006 Yamaguchi University産業財産権標準テキスト総合編10、48頁

◆製品の中にある発明を探してみよう
・アクティブタイムバトル特許　特許第2794230号

・マピオン特許　特許第2756483号　マピオンホームページ

・取っ手付紙箱特許　特許第3813253号
【特許権者】大日本印刷株式会社

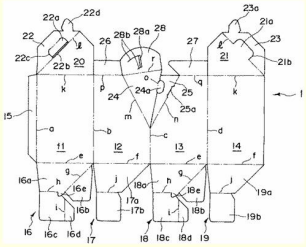

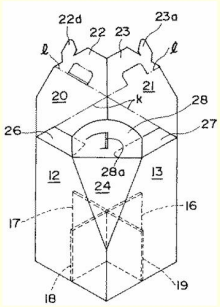

Copyright ® 2006 Yamaguchi University産業財産権標準テキスト総合編45、48頁

・環境問題を技術で乗り越える
ダイオキシン類を発生させない廃プラスチック処理技術　特許第2905689号等

ロータリーキルン（株式会社トクヤマ）

Copyright ® 2006 Yamaguchi University 産業財産権標準テキスト総合編7、8頁

セメント工場での廃棄物の処理・利用

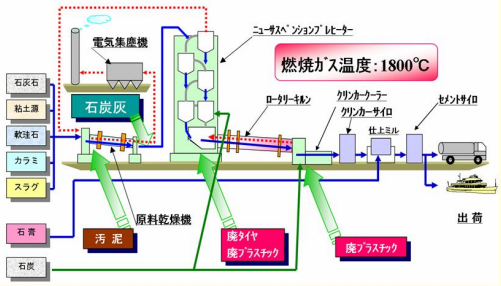

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

全文

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

・発想法について考えてみよう・・・・共通の素材は？？

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

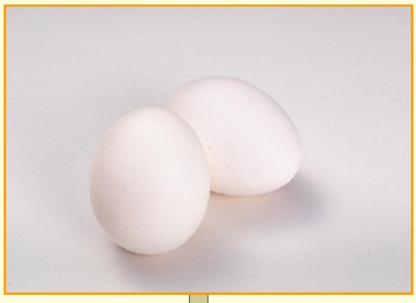

大量に割ったときに食材中に殻が混入しないようにするには？

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

出願番号	発明の名称	出願人
2005054679		
2003054791	搬送式自動切断装置	株式会社ミタカ電機
2000164660		
1998153766	自動卵割り装置	株式会社ミタカ電機
1997147149	卵自動割りの吸盤による卵挟持位置自動調整方法	株式会社ミタカ電機
1997147148	卵自動割りの切削深さ自動調整方法	株式会社ミタカ電機
1997147147	卵自動割りの切粉回収方法	株式会社ミタカ電機
1996173088	卵黄卵白分離装置	株式会社ミタカ電機
1995302065	卵割り用吸盤	株式会社ミタカ電機
1994092253	卵自動割り方法及びその装置	株式会社ミタカ電機
出願番号	発明の名称	出願人

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

(11)【特許番号】第2602409号
(24)【登録日】平成9年(1997)1月29日
(54)【発明の名称】卵自動割り方法及びその装置
(73)【特許権者】有限会社ミタカ電機
(57)【特許請求の範囲】
【請求項1】
対向吸盤間に卵の両端を挟持し、該卵を上記吸盤の共通中心線の回りに回転させながら、該中心線と直交する回転刃の両側に設けた案内ガイドに上記回転卵の中央部を接し、その状態で上記回転刃の外周刃先で上記卵の殻を外側から切削することを特徴とする卵自動割り方法。
【請求項2】～【請求項5】は省略。

全文

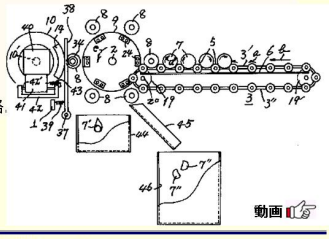

動画

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

◆特許情報調査の意義

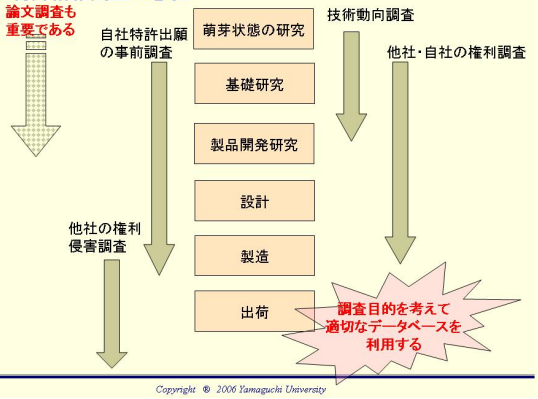

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

◆特許要件、特許出願の簡単な流れと『公報』の関係

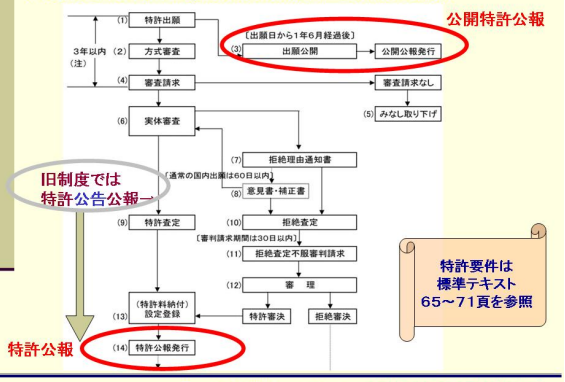

Copyright ® 2006 Yamaguchi University 産業財産権標準テキスト総合編36頁

◆公開特許公報の内容・・・書誌的事項

※最新はIPC 8版
Aセクション 生活必需品
Bセクション 処理操作;運輸
Cセクション 化学;冶金
Dセクション 繊維;紙
Eセクション 固定構造物
Fセクション 機械工学;照明;加熱;武器;爆破
Gセクション 物理学
Hセクション 電気

【発行国】日本国特許庁(JP)
【公報種別】公開特許公報(A)
【公開番号】特開平5－169882
【公開日】平成5年(1993)7月9日
【発明の名称】コンピュータ印字用のカード台紙
【国際特許分類第5版】
B42D 15/04　B 7008-2C　E 7008-2C
【審査請求】未請求
【請求項の数】3
【全頁数】5
【出願番号】特願平4－131695
【出願日】平成4年(1992)4月24日
【優先権主張番号】特願平3－269028
【優先日】平3(1991)9月20日
【優先権主張国】日本(JP)
【出願人】
【識別番号】390023940
【氏名又は名称】エニカ株式会社
【住所又は居所】東京都千代田区麹町6丁目4番地
【発明者】【氏名】戸矢 雅道
【住所又は居所】神奈川県座間市立野台361番地
【代理人】【弁理士】【氏名又は名称】中山 清

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

※注：本公報はFターム情報の付与はない

◆特許出願に係るドキュメント・・・要約

【要約】
【目的】カードを貼付した台紙をプリンターに装着した際、カードの周縁がプリンターに引っかかったりしないコンピュータ印字用のカード台紙を提供すること。
【構成】プラスチックフィルム又は紙などによるカード素材121に装着された第1のプラスチックフィルム123で形成されるカード部材120、第2のプラスチックフィルム124が装着されたプリンタ用紙11とを具備し、上記カード部材120の第1のプラスチックフィルム123と上記プリンタ用紙11の第2のプラスチックフィルム124を密着し、当該カード部材120にカード及び該カード周縁部の一部あるいは全周部に保護枠16を形成する。

第70条
① 特許発明の技術的範囲は、願書に添付した特許請求の範囲の記載に基づいて定めなければならない。
② 前項の場合においては、願書に添付した明細書の記載及び図面を考慮して、特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈するものとする。
③ 前二項の場合においては、願書に添付した要約書の記載を考慮してはならない。

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

◆特許出願に係るドキュメント・・・特許請求の範囲

【特許請求の範囲】
【請求項1】プラスチックフィルム又は紙などによるカード素材及び該カード素材に接着された第1のプラスチックフィルムで形成されるカード部材、第2のプラスチックフィルムが接着されたプリンタ用紙とを具備し、上記カード部材の第1のプラスチックフィルムと上記プリンタ用紙の第2のプラスチックフィルムを密着し、当該カード部材にカード及び該カード周縁部の一部あるいは全周部に保護枠を形成したことを特徴とするコンピュータ印字用のカード台紙。
【請求項2】上記カード部材は、保護枠の断面形状が台形になっていることを特徴とする請求項1に記載のコンピュータ印字用のカード台紙。
【請求項3】上記プリンタ用紙に、カードを貼付すると共に該カードに隣接して住所欄を設けたことを特徴とする請求項1又は2に記載のコンピュータ印字用のカード台紙。

第70条
① 特許発明の技術的範囲は、願書に添付した特許請求の範囲の記載に基づいて定めなければならない。
② 前項の場合においては、願書に添付した明細書の記載及び図面を考慮して、特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈するものとする。
③ 前二項の場合においては、願書に添付した要約書の記載を考慮してはならない。

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

◆特許出願に係るドキュメント・・・発明の詳細な説明

【発明の詳細な説明】 ※特許公開公報 平10－121771 出願人 大林組
【0001】
【発明の属する技術分野】本発明は、原子力発電所施設に設置される原子力関連建屋及び、
段落番号
【0002】
【従来の技術】原子力発電所の原子炉建屋や制御建屋は、～

【0004】
【発明が解決しようとする課題】しかしながら、壁厚の大きな図4のようなRC造の制御建屋1では、～

【0009】
【課題を解決するための手段】上記目的を達成するため、～

【0018】
【発明の実施の形態】以下、本発明に係る原子力関連建屋及び制震構造物の実施の形態について、添付図面を参照して説明する。

【0051】
【発明の効果】以上述べたように、本発明の原子力関連建屋は請求項1に記載したように、コンクリート系の構造要素で構築された下層階と該下層階の上に鉄骨で構築された最上階とからなり、該最上階にはエネルギー吸収部材を設置したので～

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

◆特許出願に係るドキュメント・・・図面の簡単な説明及び図面

【図面の簡単な説明】 ※特許公開公報 平10－121771 出願人 大林組
【図1】本実施形態に係る原子力関連建屋としての制御建屋の鉛直断面図。
【図2】本実施形態に係る制震構造物としてのビルの鉛直断面図。
【図3】本実施形態に係る制震構造物としての制御建屋の鉛直断面図。
【図4】従来技術における制御建屋の断面図。
【符号の説明】
11 制御建屋(原子力関連建屋)
12 下層階
13 最上階
16 ゴム系弾塑性ダンパー(エネルギー吸収部材)
17 オイルダンパー(エネルギー吸収部材)
18 エネルギー吸収型鉄骨ブレース(エネルギー吸収部材)
21 ビル(制震構造物)
22 最上階(上層階)
23 下層階
24 屋根(付加質量体)
25 鉄骨柱(バネ)
26 エネルギー吸収型鉄骨ブレース(バネ)
27 鉄骨ブレース(バネ)
31 制御建屋(制震構造物)
32 下層階

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

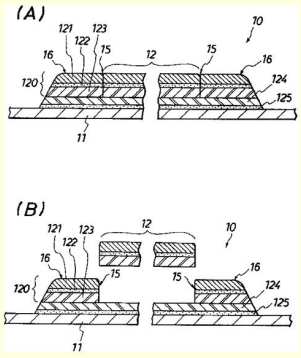

●検索　特開平5－169882 ・・・経過情報から　特許2707018

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

◆特許実用新案情報・・・出願マスター、サーチマスター等

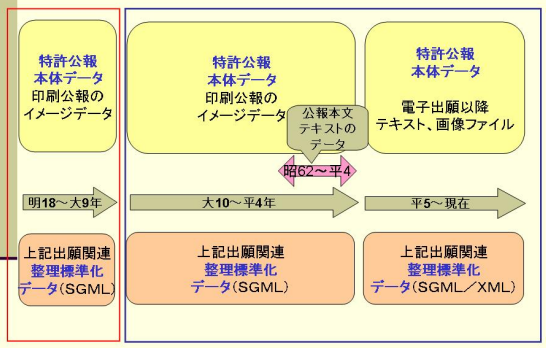

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

◆『特許電子図書館』工業所有権情報・研修館による検索実習

【演習1】
特許電子図書館(IPDL)をブックマークしましょう。
ヒント！　グーグル等で簡単に検索できます。

【演習2】ここから先は特許電子図書館を利用します
特許2707018号の権利者と称する者から、自社の製品が特許権を侵害している事を根拠とした警告書が送られてきた。最初に取得すべきデータを集めて下さい。
ヒント！　特許公報だけではありません。

【演習3】
身近な会社の特許を調べてみましょう。
ヒント！　テキスト検索を利用します。

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

【演習4】　◆教科書57頁
「廃棄物」+「塵芥」　「家庭用」
「処理」+「運搬」+「リサイクル」で公報テキスト検索しましょう。

【演習5】
ネット上から有害な情報を閲覧できなくする特許出願情報、特許権を検索して下さい。最初に「公報テキスト検索」から始めて下さい。
ヒント！　検索語句と組み合わせに一工夫。

【演習6】
演習5で特徴的な会社を見つけたら、その会社の特許公報を探して下さい。
ヒント！　「公報テキスト検索」画面で検索フィールドを組み合わせましょう。

※要注意　会社名変更。　それと、識別番号が時期的に複数ある場合、同一識別番号の分だけがヒットする。

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

【演習7】
回転寿司の回転機械に関する特許公報を検索して下さい。
ヒント！　検索語句と組み合わせに一工夫。

【演習8】
演習7で特徴的な会社を見つけたら、その会社について調べてみましょう。
ヒント！　ここはIPDLだけでなく、一般のネット検索も利用しましょう。会社名の変遷は？

●IPC　FI　Fタームを利用した検索

【演習9】
特許電子図書館「パテントマップガイダンス」を調べてましょう。

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

◆IPC・・・国際特許分類を利用した検索

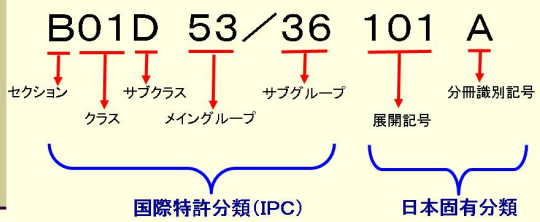

Copyright ® 2006 Yamaguchi University産業財産権標準テキスト総合編53～54頁

●完全一致の検索

▼IPCがA01C11/02（サブグループまで）が付与されている公報を検索する場合
A01C11/02

▼IPCがA01C11/02,123（識別記号を含む）が付与されている公報を検索する場合
A01C11/02,123

●前方一致の検索

▼サブクラスが、A01Cの公報すべてを検索する場合
A01C?

▼メイングループまでが、A01C11の公報すべてを検索する場合　A01C11/?

▼サブグループまでが、A01C11/02の公報すべてを検索する場合　A01C11/02?

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

●範囲指定の検索

▼サブグループの範囲がA01C1/00からA01C1/08までの公報を検索する場合
A01C1/00:A01C1/08

▼サブグループの範囲がA01C11/00からA01C11/02,333までの公報を検索する場合
A01C11/00:A01C11/022,333

●情報区分指定の検索

（@F=第一分類　@U=発明情報　@S=付加情報）

▼IPCがA61K39/06で展開記号がなく、第一分類として付与されている公報を検索する場合
A61K39/06@F

●版指定の検索

▼IPC　5版のA01C11/02,333の公報を検索する場合
5A01C11/02,333

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

【演習10】
B09B3／00 と C05F9／02 を論理和で検索しましょう。

【演習11】
回転寿司の機械についてIPCを利用・併用して検索しましょう。

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

◆FI・・・ファイルインデックスを利用した検索

◆Fターム・・・ファイル・フォーミング・タームを利用した検索

【演習12】
パテントマップガイダンスで確認して、必要な分類記号をリストアップしてみましょう。

Copyright ® 2006 Yamaguchi University産業財産権標準テキスト総合編54～55頁

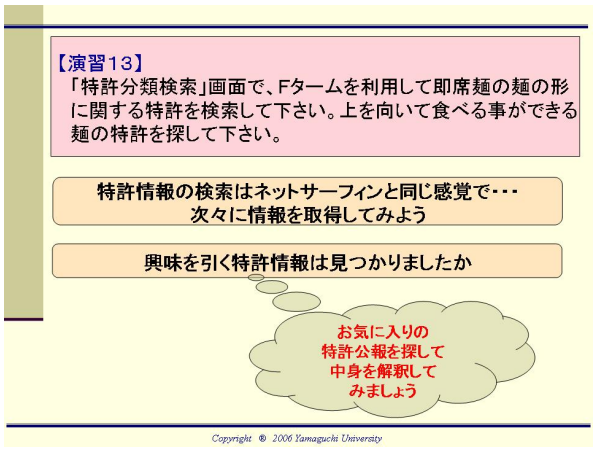

９－３－６　整理番号１０　下関市立下関商業高等学校

【実証授業の概要】

下関市立下関商業高等学校　情報系科目の特別授業として編成

平成１８年１１月２４日　５０分間１コマ

対象生徒　情報処理科２年生１クラス

内容　意匠の基礎知識

※本授業は、山口大学技術経営研究科北九州教室と下関商業高校間で、双方向遠隔授業で実施した。回線は、商用の一般的なインターネット回線を利用している。

下関商業高等学校情報処理科の学生を対象とする、知的財産講座シリーズ（４回）の最終授業である。今回は、意匠制度入門、意匠デザインの重要性、各社の意匠戦略、特許電子図書館を利用した意匠術願情報検索を主要なテーマに設定している。

【当日の指導用パワーポイント資料】

産業財産権講座シリーズ No. 4　　意匠の基礎知識

意匠の基礎知識

－第4回－

下関商業高等学校

山口大学技術経営研究科北九州教室

山口大学　大学院技術経営研究科　教授　木村友久　2006,11,24

Copyright © 2006 Yamaguchi University Prof.Tomohisa Kimura

★★　産業財産権講座シリーズ　★★

第1回　商標の基礎知識と情報検索

第2回　商標戦略と模擬商標出願

第3回　特許の基礎知識と情報検索

第4回　意匠の基礎知識～デザインの保護

Copyright © 2006 Yamaguchi University

◆◆　第1回、第2回（商標）の復習　◆◆

1. 知識に商品価値が認められるようになった。
2. 商標（ブランド）は営業上の信用を守るために存在する。
3. 商標は　標章（マーク）と形のある商品や役務（サービス）が合体したものである。
4. 商標の三大機能は
   自他商品識別機能　品質保証機能　広告機能　である。
5. 商標（標章並びに商品・役務）の類否判断と登録要件
6. 特許電子図書館では、知的財産の中で産業財産権に属する情報を検索できる・・・文字商標検索と図形商標検索実習
7. 各企業の商標戦略を考える。模擬商標出願書類作成。

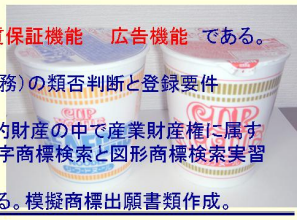

Copyright © 2006 Yamaguchi University

◆◆　第3回（特許）の復習　◆◆

1. 発明（特許）とは何か。
2. 下関に関係する特許。
3. 発明は最先端の発明もあれば、
   生産工程改良や身近なアイデアから生まれる発明もある。
4. 製品の中にある発明を探そう。
5. 特許要件と特許出願の流れを理解する。
6. 特許情報の読み方を理解して、情報を検索してみよう。
   公報テキスト検索、IPC検索、Fターム検索

Copyright © 2006 Yamaguchi University

◆意匠（デザイン）制度の目的

●基本的には特許法と同様の枠組みを持つ

審査登録主義、先願主義、工業上利用性、新規性、
創作非容易性、保護期間限定（登録から15年、平成19年4月から20年に変更）・・・

●法目的

意匠法1条　この法律は、意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする。

●意匠法が保護する「意匠」

意匠の物品性　意匠の審美性

意匠法2条1項　物品（物品の部分を含む）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

意匠の形態性

物品の「形状」	物品の「形状」+「模様」
物品の「形状」+「色彩」	物品の「形状」+「模様」+「色彩」

Copyright © 2006 Yamaguchi University 産業財産権標準テキスト総合編103～107頁

◆はじめに、いくつかの登録意匠を調べてみましょう

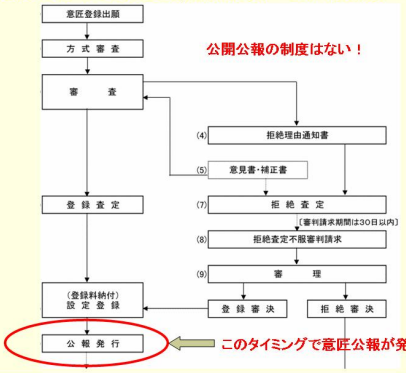

Copyright © 2006 Yamaguchi University

◆はじめに、いくつかの登録意匠を調べてみましょう

・特許電子図書館の「意匠公報DB」「意匠公報テキスト検索」を使いましょう。

● 意匠に係る物品「自動車」
　出願人／権利者「日産自動車」　登録日「20000101:20040630」
　意匠登録1210211号　自動車用ラジエーターグリル
　意匠登録1209630号　乗用自動車
　意匠登録1200122号　自動車用センタークラスターパネル
　意匠登録1184674号　自動車用インストルメントパネル

● 意匠に係る物品「自動車」
　出願人／権利者「トヨタ自動車」　登録日「19970101:19991231」
　意匠登録1031393号（意匠公報DBより）　乗用自動車
　類似意匠登録1030164－001号　乗用自動車
　意匠登録1061901号（秘密意匠）　乗用自動車

● 意匠公報DBから　意匠登録番号「146113」
　意匠登録146113号　自動二輪車　本田宗一郎

Copyright © 2006 Yamaguchi University

・特許電子図書館の「意匠公報DB」「意匠公報テキスト検索」を使いましょう。

● 意匠に係る物品「外壁」出願人／権利者「ミサワホーム」
　意匠登録1104527号　外壁材
　類似意匠登録1042822－004　外壁用ガスケット材

● 意匠公報DBから　意匠登録番号「1208618」
　意匠登録1208618号　組立家屋

● 意匠に係る物品「外壁」出願人／権利者「ミサワホーム」
　意匠登録1104527号　外壁材
　類似意匠登録1042822－004　外壁用ガスケット材

中にはこんな意匠も！

● 意匠に係る物品「ロールケーキ」出願人／権利者「山崎製パン」
　意匠登録第1284325号　ロールケーキ

Copyright © 2006 Yamaguchi University

◆意匠は「物品」と結合された概念・・物品区分(意匠法施行規則7条)

一　製造食品及び嗜好品　二　衣服　三　服飾品　四　身の回り品　五　かばん又は携帯用袋物等　六　履物　七　喫煙用具及び点火器　八　化粧又は理容用具　九　ボタン、ファスナー等　十　床敷物、寝具、カーテン等　十一　室内装飾品　十二　洗濯用具、清掃用具等　十三　家庭用保健衛生用品　十四　調理用又は飲食用容器　十五　調理用器具及び飲食用具　十六　慶弔用品　十七　その他の生活用品　十八　家具　十九　室内小型整理用具　二十　電球及び照明器具　二十一　暖冷房又は空調換気機器　二十二　厨房設備用品及び衛生設備用品　二十三　その他の住宅設備用品　二十四　おもちゃ　二十五　遊戯娯楽用品　二十六　運動競技用品　二十七　楽器　二十八　その他の趣味娯楽用品　二十九　書道用品、教習具等　三十　筆記具、事務用具等　三十一　事務用紙製品、印刷物等　三十二　包装用容器、包装紙等　三十三　広告用具、表示用具及び商品陳列用具　三十四　運搬、昇降又は貨物取扱い用機械器具　三十五　車両　三十六　船舶及び航空機　三十七　基本的電気素子　三十八　配電又は制御機械器具、回転電気機械等　三十九　通信機械器具　四十　音声周波機械器具及び映像周波機械器具　四十一　電子計算機等　四十二　計量器、測定機械器具及び測量機械器具　四十三　時計　四十四　光学機械器具　四十五　事務用機械器具　四十六　自動販売機及び自動サービス機　四十七　保安機械器具等　四十八　医療用機械器具　四十九　利器及び工具　五十　漁業用機械器具　五十一　農業用機械器具、鉱山機械、建設機械等　五十二　食料加工機械等　五十三　繊維機械及びミシン　五十四　化学機械器具　五十五　金属加工機械、木材加工機械等　五十六　動力機械器具、ポンプ、圧縮機、送風機等　五十七　その他の産業用機械器具　五十八　産業用機械器具汎用部品及び付属品　五十九　仮設工事用品　六十　土木構造物及び土木用品　六十一　組立て家屋、屋外装備品等　六十二　建築用構成部材　六十三　建具及び建築用開口部材　六十四　建築用内外装材　六十五　その他の基礎製品

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

◆意匠登録要件・・・・

・審査主義(意匠法16条)　・先願主義(意匠法9条)
・意匠であること(意匠法2条1項　物品の～)
・工業上の利用可能性(意匠法3条1項柱書)
・新規性(意匠法3条1項　3条の2)
　新規性のないもの・・・

一　意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠
二　意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された
　　意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠
三　前二号に掲げる意匠に類似する意匠

・創作が容易でない意匠(意匠法3条2項)　発明では「進歩性」にあたる
・消極的不当録事由に該当しないこと(意匠法5条)

一　公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある意匠
二　他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠
三　物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

●意匠法に固有の制度・・・・

【秘密意匠制度　意匠法14条】
意匠登録出願人は、意匠権設定登録日から3年以内の期間を指定して、その期間
その意匠を秘密にすることを請求することができる。
→ デザインの模倣容易性と、比較的流行期間が短い意匠が多いことに配慮した制度

－秘密開示の条件－

特許庁長官は、下記に該当すれば、秘密にすることを請求した意匠を、意匠権者以外の者に示さなければならない。

①　意匠権者の承諾を得たとき。
②　その意匠又はその意匠と同一若しくは類似の意匠に関する審査、審判、再審又は
　訴訟の当事者又は参加人から請求があつたとき。
③　裁判所から請求があつたとき。
④　利害関係人が意匠権者の氏名又は名称及び登録番号を記載した書面その他経済
　産業省令で定める書面を特許庁長官に提出して請求したとき。

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

●意匠法に固有の制度・・・・

【組物の意匠制度　意匠法8条】 一意匠一物品概念の例外
特定の物品は、「組物」として集合体として登録することができる。

同時に使用される二以上の物品であつて、経済産業省令で定めるもの(以下「組物」という。)を構成する物品に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。

1 一組の下着セット　2 一組のカフスボタン及びネクタイ止めセット　3 一組の装身具セット　4 一組の喫煙用具セット　5 一組の美容用具セット　6 一組のひなセット　7 一組の洗濯機器セット　8 一組の便所清掃用具セット　9 一組の洗面用具セット　10 一組の電気歯ブラシセット　11 一組のキャンプ用鍋セット　12 一組の紅茶セット　13 一組のコーヒーセット　14 一組の酒器セット　15 一組の食卓用皿及びコップセット　16 一組のせん茶セット　17 一組のディナーセット　18 一組の薬味入れセット　19 一組の飲食用ナイフ、フォーク及びスプーンセット　20 一組のいすセット　21 一組の応接家具セット　22 一組の屋外用いす及びテーブルセット　23 一組の玄関収納セット　24 一組の収納棚セット　25 一組の机セット　26 一組のテーブルセット　27 一組の天井灯セット　28 一組のエアーコンディショナーセット　29 一組の洗面化粧台セット　30 一組の台所セット　31 一組の便器用付属品セット　32 一組の紅茶セットおもちゃ　33 一組のコーヒーセットおもちゃ　34 一組のディナーセットおもちゃ　35 一組の薬味入れセットおもちゃ　36 一組のナイフ、フォーク及びスプーンセットおもちゃ　37 一組のゴルフクラブセット　38 一組のドラムセット　39 一組の事務用具セット　40 一組の筆記具セット　41 一組の自動車用エアスポイラーセット　42 一組の自動車用シートカバーセット　43 一組の自動車用フロアマットセット　44 一組の自動車用ペダルセット　45 一組の自動二輪車用カウルセット　46 一組の自動二輪車用フェンダーセット　47 一組の車載用経路誘導機セット　48 一組のオーディオ機器セット　49 一組の車載用オーディオ機器セット　50 一組のスピーカーボックスセット　51 一組のテレビ受像機セット　52 一組の光ディスク再生機セット　53 一組の電子計算機セット　54 一組の自動販売機セット　55 一組の医療用エックス線撮影機セット　56 一組の門柱、門扉及びフェンスセット

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

●意匠法に固有の制度・・・・

【関連意匠制度　意匠法10条】　類似部分の権利範囲を明確化するための制度。
意匠登録出願人は、自己の意匠登録出願に係る意匠のうちから選択した一の意匠(以下「本意匠」という。)に類似する意匠(以下「関連意匠」という。)については、本意匠の意匠登録出願の日とその関連意匠の意匠登録出願の日とが同日である場合に限り、第9条第2項の同日出願規定にかかわらず、意匠登録を受けることができる。但し、本意匠と関連意匠の意匠登録出願は同日に行う必要がある。

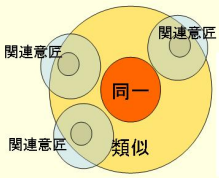

【登録番号】意匠登録第1180418号
【意匠に係る物品】机
【関連意匠の意匠登録番号】意匠登録第1180806号、意匠登録第1180807号、意匠登録第1180808号

本意匠

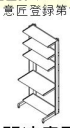
関連意匠

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

●意匠権の効力・・・・

【意匠法23条】
意匠権者は、業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。ただし、その意匠権について専用実施権を設定したときは、専用実施権者がその登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する範囲については、この限りでない。
→ 同一だけでなく、類似部分まで積極的権能を持つ。

	物品同一	物品類似	物品非類似
デザイン同一	同一意匠	類似の意匠	非類似の意匠
デザイン類似	類似の意匠	類似の意匠	非類似の意匠
デザイン非類似	非類似の意匠	非類似の意匠	非類似の意匠

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

●判例その1・・・・自動二輪車事件　東京地裁昭和43年(ワ)11385号　S48.5.25

・原告　権利者側意匠権
　登録番号146113号
　意匠に係る物品　第20類　自動二輪車
　出願日　昭和33年5月7日

正面図

背面図

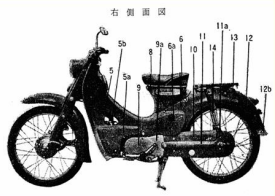

上面図

左側面図

右側面図

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

●判例その1－2・・・・自動二輪車事件　東京地裁昭和43年(ワ)11385号　S48.5.25

・被告　自動二輪車メーカー一　　対象物件の一例

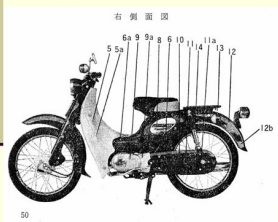

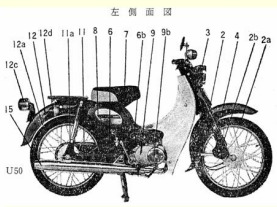

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

原告

右 側 面 図

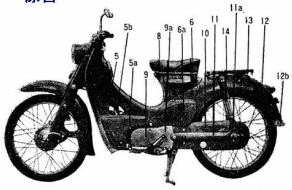

被告

右 側 面 図

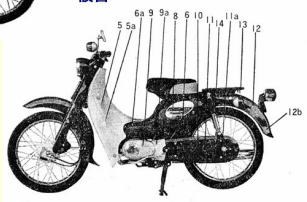

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

両意匠の類否判断（裁判所の判断部分）・・・

五つの点で特に看者の注意を引く

右 側 面 図

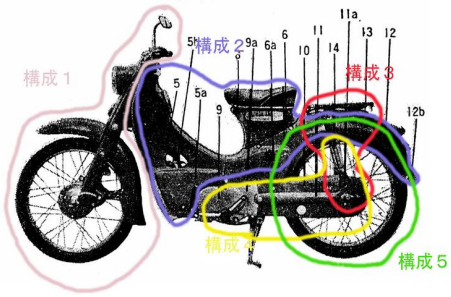

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

●判例その2

自走式クレーン事件　東京地裁平成5年(ワ)3966号　H9.1.24

原告側製品　意匠登録766928

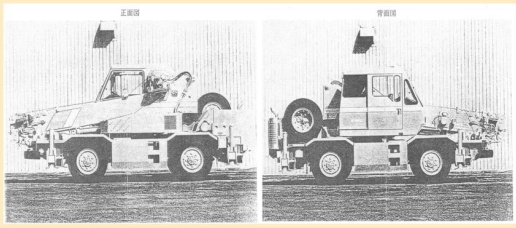

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

被告側　イ号(Ⅱ)物件

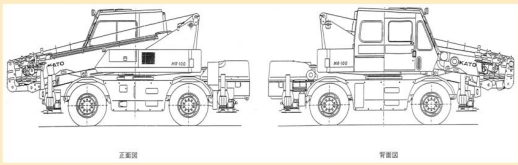

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

◆意匠分類記号を利用して検索をしてみましょう

・特許電子図書館の「日本意匠分類・Dターム検索 」を使いましょう。

※注意　時期によって、二つの意匠分類が使われている・・・・

現行分類・現行Dターム　（出願日が平成17年 <2005年> 以降の文献が対象）
旧分類・旧Dターム　　（出願日が平成16年 <2004年> 以前の文献が対象）

・最初に・・・現行意匠分類を調べるために仮の検索を行いましょう。

●演習1　現行意匠分類で「携帯電話」の形態・・・デザイン・・・を調べるにはどのようにしたらよいですか。

答え・・・意匠公報テキスト検索、「意匠にかかる物品」を「携帯電話」で検索します。その際に、公報発行日付を平成17年以降に指定します。例えば、2006年6月1日から2006年10月31日の間の期間を検索します。

●演習2　演習1で調べた現行意匠分類「？？？」を利用して、現行意匠分類を更に詳しく見てみましょう。具体的にはどのようにしたらよいですか。

答え・・・意匠公報テキスト検索等の画面から、現行日本意匠分類・Dタームのボタンをクリックして「H743」を入力して詳細を表示させます

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

●演習3　腕時計式の携帯電話の意匠情報を検索して下さい。

答え・・・意匠公報テキスト検索等の画面から、現行日本意匠分類・Dタームのボタンをクリックして「H743」を入力して詳細を表示させ、H743AFを探し出す。
次に、「日本意匠分類・Dターム検索」あるいは「意匠公報テキスト検索」を利用。

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

【授業アンケート】
次のアンケート設問の回答をメールで送信して下さい。

1. 4回にわたって行われた知的財産の授業で、難しかったところを教えて下さい。

2. 授業の改善点を教えて下さい。

3. 受講して良かった事などを教えて下さい。

4. 今後、テーマに取り上げて欲しい内容、あるいは質問事項を教えて下さい。

t-kimura@yamaguchi-u.ac.jp

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

質問などは下記まで・・・・

t-kimura@yamaguchi-u.ac.jp

完

Copyright ® 2006 Yamaguchi University

９－３－７　整理番号１１　鹿児島県立加治木工業高等学校

【実証授業の概要】

鹿児島県立加治木工業高等学校　同校知的財産セミナーの特別講義
平成１８年１２月８日　８０分間１コマ
対象生徒　全５学科１年生（その他教職員４０名）
内容　身近にある知的財産

同校の知的財産セミナーの一環として「身近にある知的財産」をテーマに特別講演を行った。主な内容とパワーポイント資料は、下関商業高等学校で４回実施した整理番号７～１０の実証授業と重複するため説明は割愛する。

９－３－８　整理番号１２　山口県立高森高等学校
整理番号１３　山口県立高森みどり中学校（高校への併設校）

【実証授業の概要】

山口県立高森高等学校　自由研究の特別講義
平成１９年２月１４日　６０分間１コマ
対象生徒　受講希望の高校生２２名と高森みどり中学校生徒６名
内容　カップ麺に見る知的財産と特許電子図書館の検索

同上の高校と併設中学校が共同して、希望者に自由研究の形で知財教育を企画したものである。当初の授業準備として、昨年度の実証授業で利用した教材、即ちカップ麺とレンズ付きフィルムの二つのテーマを用意した。しかし、カップ麺の側面をカッターで切り開いて特許発明を考えさせる作業に時間がかかったため、カップ麺だけを利用した。特許電子図書館を利用した検索実習も設定したため、時間的にタイトな状況であった。

教科書は、産業財産権標準テキスト（総合編）を利用している。

当日の授業風景写真

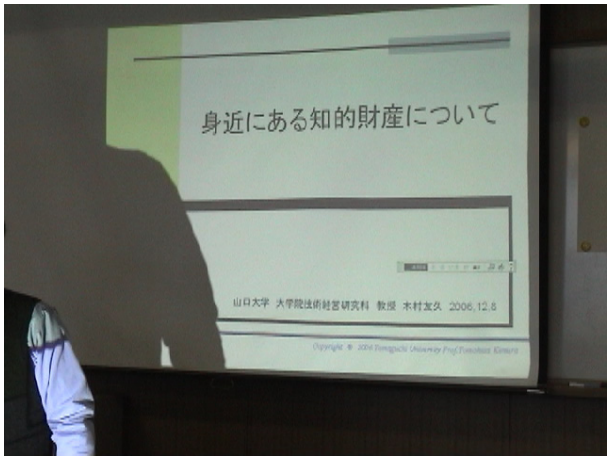

始めに、自作ビデオ教材を利用して油揚げ麺の製造過程や発明の内容の説明を行う、

産業財産権標準テキスト（総合編）を利用して、知的財産制度の全体概要を説明。カップ麺を利用して、そこに存在する知的財産を考えさせる・・・商標、意匠、発明等々の知的財産を実感させる。その後、カップ麺の特許発明に絞って考えさせる。容器を振ったときの音や、外側の発泡スチロールに横４センチ縦１０センチ程度の長方形の穴を開けさせて、麺の形状等を考えさせている。麺が容器側壁に密着して移動中の麺塊の損傷を防ぐ工夫や、麺塊の上部を密にして下部を疎にすることで熱湯の対流を効率よく利用する工夫などに気づかせる。

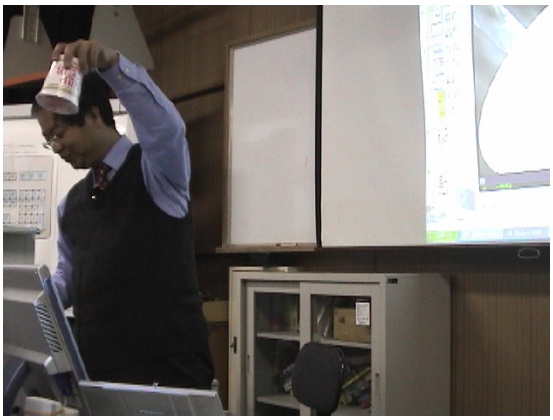

容器を逆にして振る、音を聞いて考える

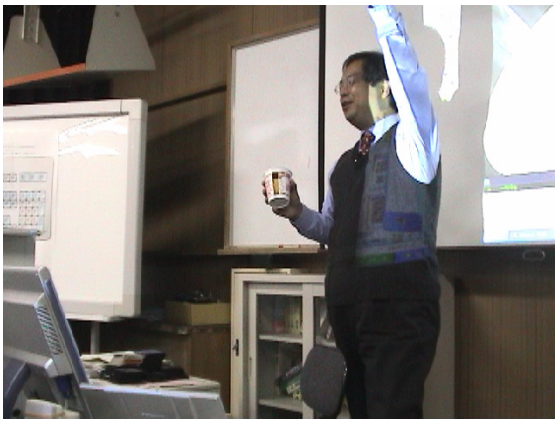

カップ麺側面が縦に切り開かれている

なお、食べ物を教材としているため、麺容器を破壊して各種の工夫に気づかせた後に、中の麺をビニール袋に移して自宅に持ち帰らせる等の配慮が必要である。今回の実証授業でも、用意したビニール袋を配布して食材を廃棄しないように指導している。自宅に麺を持ち帰り、丼に移して熱湯をかける作業から、新たな気づきや食べ物を粗末にしない経験が得られることを期待した措置である。

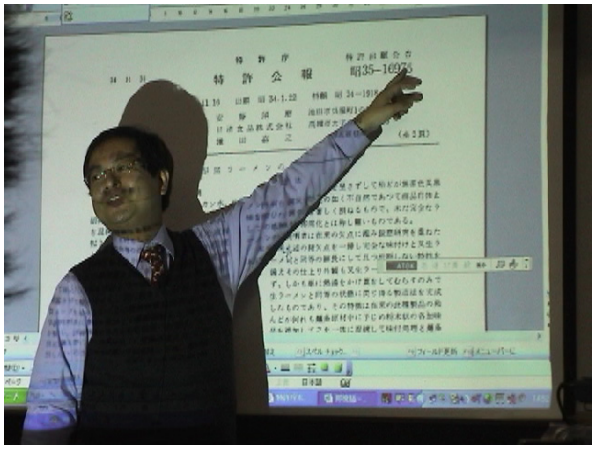

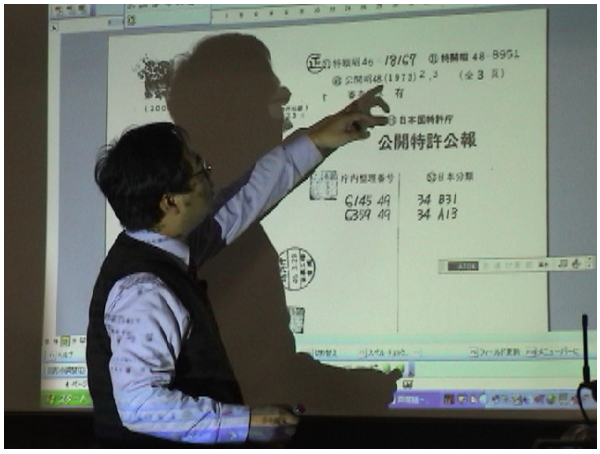

特許電子図書館を利用して特許情報の検索実習を行う

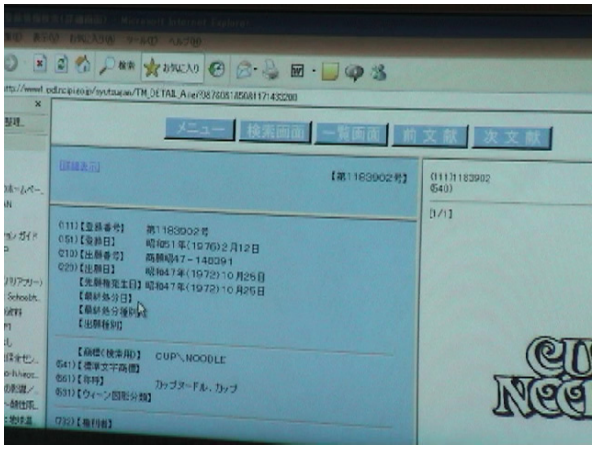

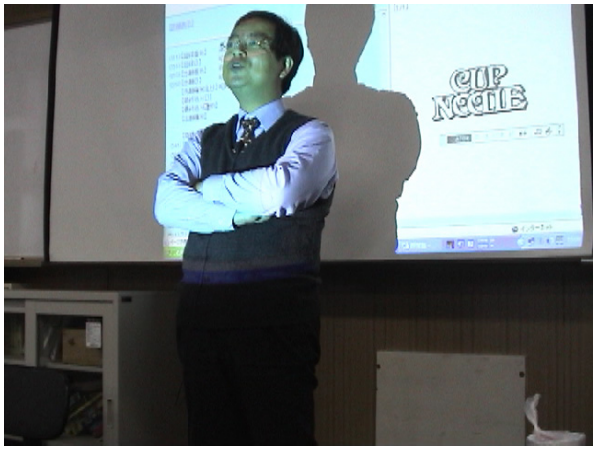

同じく商標検索実習を行っている画面

中学、高校生合計２８名の授業後感想

・身近なものでも特許があるのだなと思いました。カップヌードルなどにもいろいろな工夫があり、その一つ一つに特許があるなんて知りませんでした。また、特許電子図書館のことなどまったく知りませんでした。
・特許電子図書館などのホームページを見たり、身近にあるいろいろな物をただ使うのではなく、そこに隠されている工夫を見つけたりするのもおもしろいと思いました。ひとつの会社が出している商品にもたくさんの商標がついていることに驚きました。
・今まで身近にあっても、気にしなかった特許について知らなかったけれど、いろいろ聞いてみるとおもしろかったです。今日配られた本「産業財産権標準テキスト（総合

編)」（企画 特許庁）を読んでみたいです。
・いつも普通に食べるラーメンにあのような工夫があるとは知りませんでした。特に驚いたのは、層によって麺の密度が違ったことです。3 分で出来上がるまでに、たくさんの工夫がされていることに驚きました。ラーメンの容器を切ってみて、中のつくりに驚きました。今回先生に来ていただいて本当によかったです。
・知的財産の講義ということで、かたい話かと思ったけど、カップ麺の話でおもしろかった。食べるのは簡単なカップ麺だけど、中をみるとさまざまな工夫があり驚いた。知的財産についてよく分かったけれど、まだまだ知らないことが多くあるので勉強してみたいと思った。
・カップラーメンの容器を切断して観察するということは普段できないことなので、とても新鮮だった。麺の密度や麺を崩さないための工夫については考えたこともなかったのでおもしろかった。一つの物も視点を変えてみると思いもよらない発見があったりするということがわかった。自分で何かを作り出すプロセスは得意ではないけれど、今日の講義を受けて興味が持てた。
・普段何も考えずに使っている道具やよく食べているインスタント食品には、開発までにすごく時間がかかっているから、その分たくさんの苦労があると思います。商品を作ることは大変だと思いました。いろいろなことが分かって自分のためになったし、楽しく講義を受けることができました。
・もっと難しい話かと思っていたけど、インターネットを使ったりして理解しやすかった。資料を読んで、特許権の大切さや模倣品の悪さが分かりました。特許電子図書館で商標などについて簡単に調べることができることを知ってびっくりしました。カップ麺一つを作るにしても、たくさんの工夫と苦労があることが分かり大変なことだと知りました。それだけに、それを悪用したりしてはいけないと思いました。
・自分の身近なところにいろいろな知的財産があることがよく分かった。商標権についてとても勉強になった。
・カップ麺にもいろいろな工夫がされているのだなと思った。下は空洞で麺が動かないことや上の部分は密度が高いということに驚いた。商標やデザインなども知的財産であることをはじめて知った。今まで知らなかったことを今日たくさん知ることができた。この講義を機会にたくさんのことについて知りたいと思った。今日の講義はとても楽しく、有意義な時間だった。
・知らないことをたくさん知ることができてよかった。今のカップラーメンに至るまでにすごい工夫と時間がかかっていることを知り感動しました。自分でアイディァを出して特許をとってみたいと思いました。
・カップヌードルが「魔法の麺」と呼ばれていたことが少し想像できた。今まで知らなかったことをたくさん知ることができて、将来何かの役に立てることができればいいなと思いました。一つのものを作るために、発明から考案、デザイン、意匠までいろいろなことを行って、最終的に著名商標、原産地表示をするなどすごく大変だと思い

ました。
・一つの商品にはたくさんの工夫が施され、製作者の思いを感じることができた。製作者の思いを大切にするために著作権法が定められているが、それを無視して模倣をしたりすることは悪いと思う。海賊版などのコピー商品の取締りを強化する必要があると思った。
・普段何気なく身近に置いているものも、アイディァの塊からなるものだと改めて実感しました。実際にカップラーメンを手にとって学ぶことで、特許や知的財産について理解できた。
・いつも気にしていないことでも、よく見てみるといろんな工夫が発見できるのだなと思った。人と違った発想を持つことによって特許を取得したり、新しい商品を作ったりできるからすごいと思った。日々の生活の中でたくさんのことを発見していきたいと思った。今日はたくさんのことを知ることができました。時間があればもっとたくさん学びたかったです。
・麺を作るまでの過程を見ることができておもしろかった。特許について学べたことはすごく勉強になりました。
・油揚げ麺と熱風で乾燥させた麺があるなんて考えたことがなかった。知的財産といっても分野が多くてすべてを理解するのは大変そうだけど、面白そうだと思った。

９－４　高等専門学校における実証授業

９－４－１　整理番号１４　詫間電波高等専門学校

【実証授業の概要】中等教育機関の知財教育と比較するために掲載した

詫間電波高等専門学校

平成１８年９月１２日　９０分間１コマ

対象生徒　情報通信工学科５年生３９名

内容　知的財産概論と特許情報検索

同校の知的財産特別セミナーで知的財産概論と特許情報検索をテーマに講義を行った。

●セミナーの内容

１．知的財産の重要性を理解する。

２．知的財産学習に必要な各種情報の内容を確認する。

３．明細書等の特許情報の内容を理解する。

４．特許出願の簡単な流れと『公報（特許情報）』の関係を理解する。

５．（独）工業所有権情報研修館が提供する特許電子図書館を利用した検索実習。

６．特許発明の同一性判断を理解する。

【当日の指導用パワーポイント資料】　抜粋

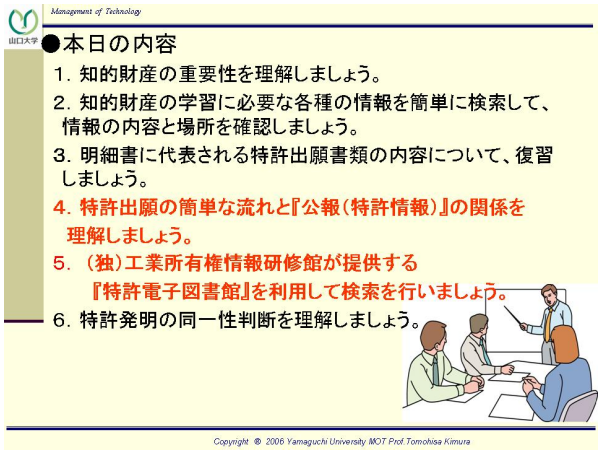

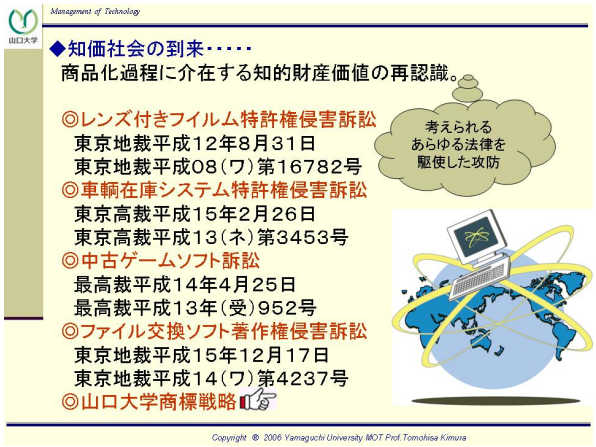

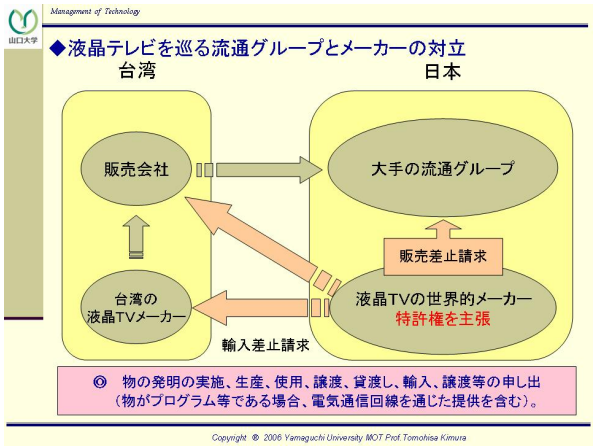

◆最近の判例等

◎いわゆる一太郎事件
◆H17. 9.30 知財高裁 平成17(ネ)10040
平成17年(ネ)第10040号 特許権侵害差止請求控訴事件
(原審・東京地方裁判所平成16年(ワ)第16732号)

【請求項1】アイコンの機能説明を表示させる機能を実行させる第1のアイコン、および所定の情報処理機能を実行させるための第2のアイコンを表示画面に表示させる表示手段と、前記表示手段の表示画面上に表示されたアイコンを指定する指定手段と、前記指定手段による、第1のアイコンの指定に引き続く第2のアイコンの指定に応じて、前記表示手段の表示画面上に前記第2のアイコンの機能説明を表示させる制御手段とを有することを特徴とする情報処理装置。

地裁判決
明細書等

【請求項2】 省略 【請求項3】 省略

Copyright ® 2006 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

◆最近の判例等

◎読売オンライン事件
◆H17.10. 6 知財高裁 平成17(ネ)10049
平成17年(ネ)第10049号 著作権侵害差止等請求控訴事件
(原審・東京地方裁判所 平成16年3月24日判決)

【知財高裁判決抜粋】 本件YOL見出しは，控訴人の多大の労力，費用をかけた報道機関としての一連の活動が結実したものといえること，著作権法による保護の下にあるとまでは認められないものの，相応の苦労・工夫により作成されたものであって，簡潔な表現により，それ自体から報道される事件等のニュースの概要について一応の理解ができるようになっていること，YOL見出しのみでも有料での取引対象とされるなど独立した価値を有するものとして扱われている実情があることなどに照らせば，YOL見出しは，法的保護に値する利益となり得るものというべきである。

Copyright ® 2006 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

Copyright ® 2006 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

◆知的財産の学習に必要な各種の情報

1. 総務省法令データ提供システム
http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi

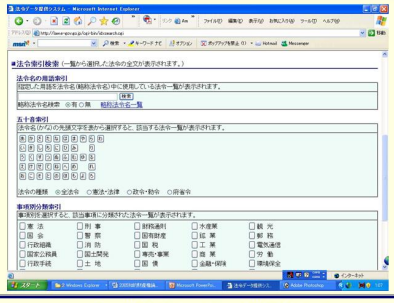

Copyright ® 2006 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

◆知的財産の学習に必要な各種の情報

2. 最高裁判所ホームページ
http://www.courts.go.jp/index.htm

Copyright ® 2006 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

◆知的財産の学習に必要な各種の情報

3. 知的財産高等裁判所～平成17年4月1日発足
http://www.ip.courts.go.jp/

Copyright ® 2006 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

◆知的財産の学習に必要な各種の情報

5. 特許電子図書館((独)工業所有権情報・研修館)
http://www.ipdl.ncipi.go.jp/homepg.ipdl

Copyright ® 2006 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

◆知的財産の学習に必要な各種の情報

6. 特許庁ホームページ

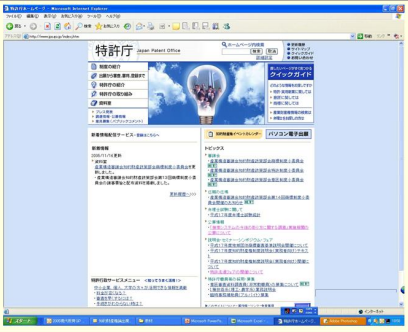

Copyright ® 2006 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

特許出願の流れと情報の中身

Copyright ® 2006 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

◆特許出願に係る書類の内容

第36条（特許出願）

① 特許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書を特許庁長官に提出しなければならない。
- 一　特許出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二　発明者の氏名及び住所又は居所

② 願書には、明細書、特許請求の範囲、必要な図面及び要約書を添付しなければならない。

③ 前項の明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一　発明の名称　　二　図面の簡単な説明　　三　発明の詳細な説明

④ 前項第三号の発明の詳細な説明の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。
- 一　経済産業省令で定めるところにより、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者（当業者）がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載したものであること。
- 二　その発明に関連する文献公知発明（第二十九条第一項第三号に掲げる発明をいう。以下この号において同じ。）のうち、特許を受けようとする者が特許出願の時に知っているものがあるときは、その文献公知発明が記載された刊行物の名称その他のその文献公知発明に関する情報の所在を記載したものであること。

Copyright ® 2006 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

◆特許出願に係る書類の内容

前スライド第36条の続き

⑤ 第二項の特許請求の範囲には、請求項に区分して、各請求項ごとに特許出願人が特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべてを記載しなければならない。この場合において、一の請求項に係る発明と他の請求項に係る発明とが同一である記載となることを妨げない。

⑥ 第二項の特許請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。
- 一　特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであること。
- 二　特許を受けようとする発明が明確であること。
- 三　請求項ごとの記載が簡潔であること。
- 四　その他経済産業省令で定めるところにより記載されていること。

⑦ 第二項の要約書には、明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した発明の概要その他　経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

Copyright ® 2006 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

◆特許出願に係る書類の内容・・・請求項

【特許請求の範囲】

【請求項1】 プラスチックフィルム又は紙などによるカード素材及び該カード素材に接着された第1のプラスチックフィルムで形成されるカード部材、第2のプラスチックフィルムが接着されたプリンタ用紙とを具備し、上記カード部材の第1のプラスチックフィルムと上記プリンタ用紙の第2のプラスチックフィルムを密着し、当該カード部材にカード及び該カード周縁部の一部あるいは全周部に保護枠を形成したことを特徴とするコンピュータ印字用のカード台紙。

【請求項2】 上記カード部材は、保護枠の断面形状が台形になっていることを特徴とする請求項1に記載のコンピュータ印字用のカード台紙。

【請求項3】 上記プリンタ用紙に、カードを貼付すると共に該カードに隣接して住所欄を設けたことを特徴とする請求項1又は2に記載のコンピュータ印字用のカード台紙。

第70条
① 特許発明の技術的範囲は、願書に添付した特許請求の範囲の記載に基づいて定めなければならない。
② 前項の場合においては、願書に添付した明細書の記載及び図面を考慮して、特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈するものとする。
③ 前二項の場合においては、願書に添付した要約書の記載を考慮してはならない。

Copyright ® 2006 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

◆特許出願に係る書類の内容・・・請求項

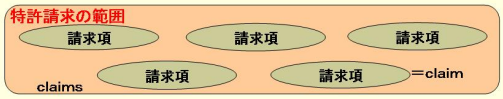

特許法36条（後半部分・・・第5項～第6項）

5　第二項の特許請求の範囲には、請求項に区分して、各請求項ごとに特許出願人が特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべてを記載しなければならない。この場合において、一の請求項に係る発明と他の請求項に係る発明とが同一である記載となることを妨げない。

6　第二項の特許請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。
- 一　特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであること。
- 二　特許を受けようとする発明が明確であること。
- 三　請求項ごとの記載が簡潔であること。
- 四　その他経済産業省令で定めるところにより記載されていること。

次スライドへ

Copyright ® 2006 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

特許情報の検索

Copyright ® 2006 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

◆『特許電子図書館』工業所有権情報・研修館を利用する検索

回転寿司の回転機械に関する技術を検索してみよう

電子図書館のどこの画面を利用すれば良いでしょう

検索語句、あるいは検索用記号は何を利用したらよいでしょう

検索された情報を元に更に検索してみましょう

Copyright ® 2006 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

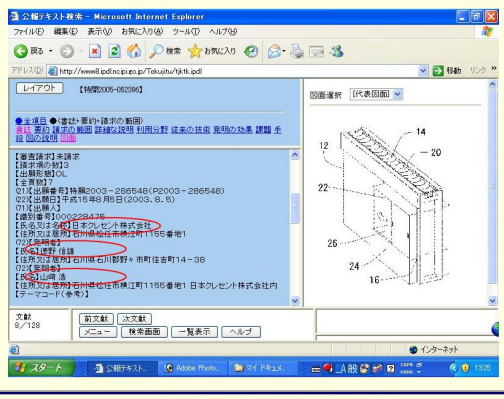

Copyright ® 2006 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

Copyright ® 2006 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

【正式商号】 デジタルアーツ株式会社
【本社所在地】〒100-0014東京都千代田区永田町2-13-10
【設立】1995年6月 ブルデンシャルタワー15階
【資本金】569百万円 2005年3月現在
【主要取引銀行】三井住友銀行、みずほ銀行、東京三菱銀行、UFJ銀行
【主幹事証券会社】日興シティグループ証券株式会社
【特色】ネットの有害情報閲覧防止フィルタリングソフト最大手。
【本社所在地】東京都千代田区永田町2－13－10
【市場名】ヘラクレス
【決算】3月 末日【中間配当】9月
【代表者名】道具 登志夫【上場年月日】2002年9月19日
【従業員数(単独)】67人【平均年齢】30.7歳
【従業員数(連結)】69人【平均年収】4,680千円

=製品紹介= i-フィルター Business Edition、i-フィルター School Edition、i-フィルター Personal Editionなど
関係会社 株式会社アイキュエス 東京都千代田区永田町2-13-10

Copyright ® 2006 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

◆デジタルアーツ社の特許権

出願番号（2000-096684）出願日（2000.03.31）
公開番号（2001-282797）公開日（2001.10.12）
公告番号（ ）公告日（ ）
登録番号（3605343）登録日（2004.10.08）
審判番号（ ）請求日（ ）
最終処分（登録 処分日 2004.10.08 ）

出願番号（2001-237886）出願日（2001.08.06）
公開番号（2003-050758）公開日（2003.02.21）
公告番号（ ）公告日（ ）
登録番号（3653242）登録日（2005.03.04）
審判番号（2004-20387）請求日（2004.10.01）
拒絶査定 発送日（2004.09.06）
最終処分（登録 処分日 2005.03.04）

Copyright ® 2006 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

◆関連するフィルタリングソフト特許出願 出願日順 その2

(11)【特許番号】特許第3220104号(P3220104)
(24)【登録日】平成13年8月10日(2001. 8. 10)
(22)【出願日】平成11年2月16日(1999. 2. 16)
(73)【特許権者【氏名又は名称】ケイディーディーアイ株式会社
(57)【要約】【課題】階層構造になっているURLの上位URLを用いることにより正解率及び再現率共に向上し得るとともに、画像のみが掲載されている少テキストページに対しても内容の不適切さを適確に判定し得るURL階層構造を利用した情報自動フィルタリング方法および装置を提供する。
【解決手段】入力されたHTML情報のURLが上位URLである場合、該上位URLが示す情報に対して自動フィルタリングを行い、該情報が不適切である場合、上位URLを不適切上位URL一覧に登録し、情報の提供を阻止し、上位URLでなかった場合、このURLを不適切上位URL一覧の各URLと照合し、一致するURLがある場合、情報の提示を阻止し、一致するものがない場合、該URLが示す情報に対して自動フィルタリングを行い、情報が不適切である場合、該情報の提供を阻止する。

Copyright ® 2006 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

(57)【特許請求の範囲】
【請求項1】インターネットを介して提供される各種情報のうち不適切情報を識別し、この識別した不適切情報の提供を阻止する情報自動フィルタリング方法であって、インターネットを介して提供されるHTML情報を入力し、このHTML情報のURLが上位URLであるか否かを判定し、この判定対象のURLが上位URLである場合、この判定対象の上位URLが示す情報に出現する単語を抽出し、この抽出された各単語について、不適切であるか否かの判定を行い、この判定結果に基づいて該情報が不適切であるか否かの自動フィルタリングを行い、この自動フィルタリングの結果、前記情報が不適切であると判定された場合、当該判定対象の上位URLを不適切上位URL一覧に登録するとともに、前記情報の提供を阻止し、前記HTML情報の判定対象のURLが上位URLでなかった場合、この判定対象のURLを前記登録された不適切上位URL一覧の各上位URLと照合して、該判定対象のURLが、この不適切上位URL一覧に登録される上位URLのいずれかと一致する部分を含むか否かを判定し、一致する部分を含む場合、この判定対象のURLが示す情報の提示を阻止し、前記判定対象のURLが不適切上位URL一覧の上位URLと一致するものがない場合、該判定対象のURLが示す情報に出現する単語を抽出し、この抽出された各単語について、不適切であるか否かの判定を行い、この判定結果に基づいて該情報が不適切であるか否かの自動フィルタリングを行い、この自動フィルタリングの結果、前記情報が不適切であると判定された場合、該情報の提供を阻止することを特徴とするURL階層構造を利用した情報自動フィルタリング方法。

Copyright ® 2006 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

◆デジタルアーツ社の最初のフィルタリング特許

出願番号（2000-096684）出願日（2000.03.31）
公開番号（2001-282797）公開日（2001.10.12）
登録番号（3605343）登録日（2004.10.08）
審判番号（ ）請求日（ ）
最終処分（登録 処分日 2004.10.08 ）

【Fターム(参考)】5B075 KK07 KK63 ND20 PP02 PP03 PP12 PP22 PQ02 PQ42 QP10 UU40
(57)【要約】
【課題】インターネットの閲覧を制限するための方法において、禁止語キーワードを有するコンテンツの閲覧を禁止する場合、禁止語キーワードがあれば閲覧を一律に禁止すると、たとえ有益な情報を含むコンテンツさえも閲覧できなくなる問題がある。
【解決手段】有益語キーワードのデータベースを設けて、禁止語キーワードが含まれているコンテンツでも、有益語キーワードが含まれていれば、有益な情報を含むコンテンツであると判断して閲覧を可能にする。

Copyright ® 2006 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

(57)【特許請求の範囲】
【請求項1】
コンピュータを使用してインターネットを介して外部情報のアクセスを制御する方法であって、アクセス許可サイトのリストを含む第1データベース、アクセス禁止サイトのリストを含む第2データベース、禁止語キーワードを含む第3データベース、及び有益語キーワードを含む第4データベースを備えた前記コンピュータを使用してインターネットを介して外部情報をアクセスする際に、前記コンピュータが、前記第1データベースに含まれるサイトへのアクセスは許可し、前記第2データベースに含まれるサイトへのアクセスは禁止し、前記第1および前記第2データベースに含まれないサイトについては、当該サイトからの情報が前記第3データベースに含まれるキーワードを有しない時にはアクセスを許可し、当該サイトからの情報が前記第3データベースに含まれるキーワードを有する時は前記第4データベースに含まれるキーワードを有する時のみにアクセスを許可することを特徴とするインターネット閲覧制御方法。

Copyright ® 2006 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

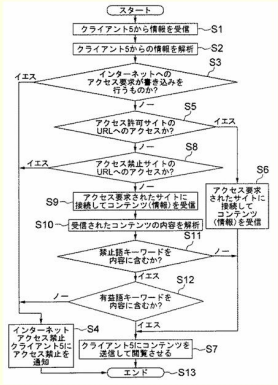

第1データベース
アクセス許可サイトのリスト

第2データベース
アクセス禁止サイトのリスト

第3データベース
禁止語キーワード

第4データベース
有益語キーワード

Copyright ® 2006 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

Copyright ® 2006 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

◆直接侵害・技術的範囲の同一性判断の基本

●直接侵害の基本

【特許発明の技術的範囲の同一性を判断する】

1. 特許法70条を根拠とする各種参酌資料を総合的に利用する
2. 特許請求範囲を構成要件に分ける
3. 対象物件に利用されている技術を構成要件に分ける
4. 両方の構成要件を、要素ごとに一対一で比較する
   特許発明クレーム　a＋b＋c
   対象物件の技術　a＋b＋c　あるいは　a＋b＋c＋d
   →→対象物件がすべての構成要素を含むと同一（あるいは利用関係）

【その他の条件を検討する】

5. 「業として」の実施に該当するか否か（特許法68条）
6. 該当する行為が特許法に規定する「実施」に該当するか否か（特許法2条3項）」

Copyright ® 2006 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

◆直接侵害・技術的範囲の同一性判断の基本

特許法68条（特許権の効力）

特許権者は、業として特許発明の実施をする権利を専有する。ただし、その特許権について専用実施権を設定したときは、専用実施権者がその特許発明の実施をする権利を専有する範囲については、この限りでない。

特許法2条3項（実施）

この法律で発明について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。

一　物（プログラム等を含む。以下同じ。）の発明にあつては、その物の生産、使用、譲渡等（譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。）若しくは輸入又は譲渡等の申出（譲渡等のための展示を含む。以下同じ。）をする行為

二　方法の発明にあつては、その方法の使用をする行為

三　物を生産する方法の発明にあつては、前号に掲げるもののほか、その方法により生産した物の使用、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

Copyright ® 2006 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

◆直接侵害・技術的範囲の同一性判断の基本

●審査における発明の要旨認定も結果として70条を根拠

審査における発明の要旨認定
対世的効力

侵害訴訟における発明の同一性判断
構成要件に分解して比較
・出願時点の公知技術等
・類似先行出願の有無
・作用効果
・出願経過・・包袋禁反言
・権利者の他出願用語
当事者間で効力

特許法７０条　＋　判例・実務

Copyright ® 2006 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

◆直接侵害ケース1　おにぎり海苔包装容器事件

●おにぎり海苔包装容器事件　東京地裁平成5年12月22日
▼原　告：A 販売株式会社
▼被　告：B 産業株式会社

▼原告は、KS保有の実用新案権に基づき、KS から平成2年12月1日に専用実施権の設定を受けて、平成3年6月24日に設定登録を受けている。
▼KSの実用新案権は　注※当時の実用新案権は特許権と同等の効力を持っていた。

（一）考案の名称　おにぎり包装用フィルム
（二）出 願 日　昭和60年5月28日（実願昭60－79803）
（三）公 告 日　昭和63年10月20日（昭63－40152）
（四）登 録 日　平成元年6月26日
（五）登録番号　第1775835号

▼KSの実用新案権は「おにぎり海苔容器」をミシン目で切断する方式、一方被告B産業株式会社はカットテープで切断する方式をとっている。原告A販売株式会社は専用実施権を根拠に被告に差止請求を行っている。
→最高裁判所HPと特許電子図書館で検索して、電子データとして取得しましょう。

Copyright ® 2006 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

◆直接侵害ケース1　おにぎり海苔包装容器事件

●被告物件の説明　おにぎり包装用フイルムで第一図～第三図に示す構造
▼矩形状の「外装フイルム」と、そのほぼ中央で重合するように配置された一対の「隔離フイルム」の外縁をシールすることにより袋部を形成し、
▼当該袋部を海苔の収納部とし、
▼右隔離フイルム上におにぎりを載せ、外装フイルムを内側へ半分折畳むと共に、その両隅部をさらに折り畳みシール片により固定する包装用フイルムにおいて、
▼外装フイルムの略中央で隔離フイルムの重合端縁に沿った位置にカットテープを設け、
▼外装フイルムを略半分に折畳んだ状態まで開封し、隔離フイルムの片方とともに、カットテープ部分で外装フイルムの略半分を切離し可能とした、
▼おにぎり包装用フイルム。

原告側の主張

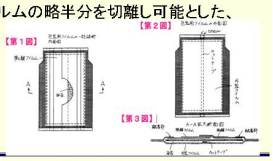

Copyright ® 2006 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

◆直接侵害ケース1　おにぎり海苔包装容器事件

●裁判所の判断
▼概略、被告側主張に沿った認定で、原告側の請求棄却。

この事件で主張された解釈資料

1. 特許請求範囲（構成要件に分説）
2. 発明の詳細な説明、図面（含む、用語定義）
3. 作用効果（含む、使用者の操作手順、被告製品中の使用方法表記）
4. 出願人自身の、他の出願書類中の表記
5. 他出願人の出願書類中の表記

Copyright ® 2006 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

●一般的な参酌資料

1. 特許請求の範囲が基本的解釈資料
2. 発明の詳細な説明の記載
3. 図面に表現された技術的思想
4. 出願時の技術水準(公知部分は自由技術の抗弁)
5. 出願経過（禁反言、包袋禁反言）
6. 出願人自身の、他の出願書類中の表記
7. 作用効果（作用効果なき部分は除外）
8. 原則として実施例のみに限定されない

Copyright ® 2006 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

参加した３９名からは、講義前と講義後にアンケート[1)]を採っている。

◎事前アンケート

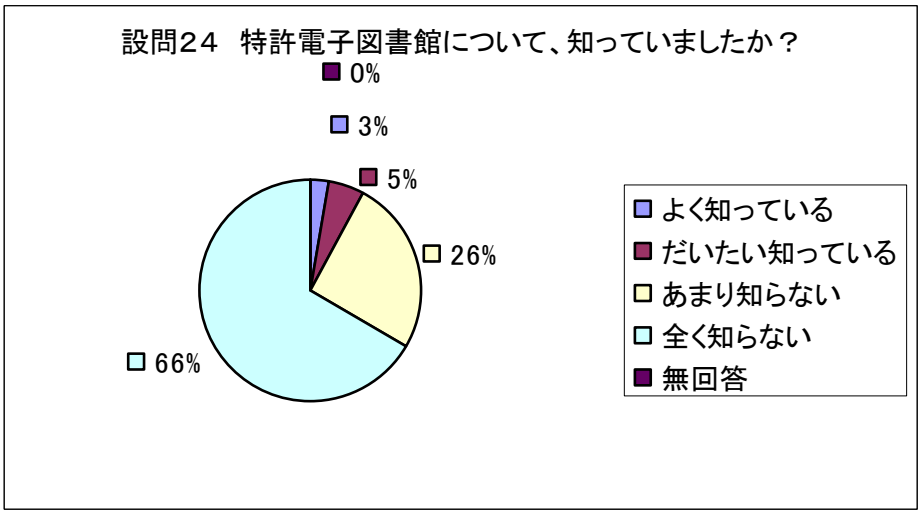

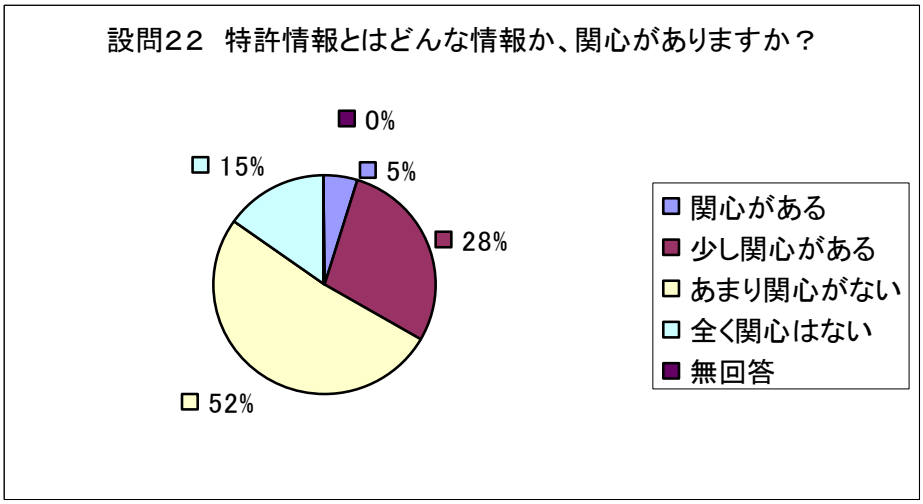

◎事後アンケート

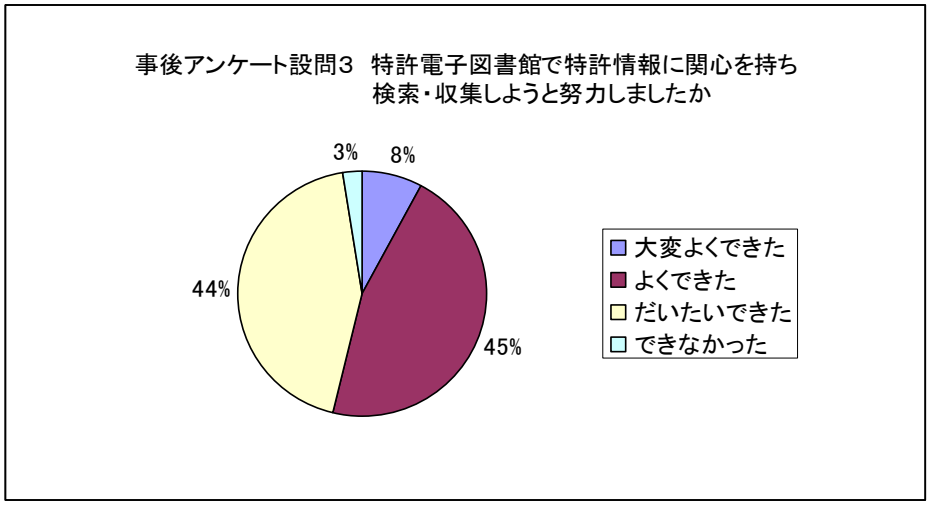

事前事後の比較から、特許情報に対する関心と検索への意欲が増したものと考えられる。

1）全体集計の詳細は http://t-kimura03.cc.yamaguchi-u.ac.jp/takumaanke.pdf　に掲載した。

９－５　教員対象の知的財産教育手法セミナー

９－５－１　整理番号１５　山口県立萩高等学校

【教員向けセミナー】
山口県立萩高等学校
平成１８年５月１６日　５０分間１コマ
対象者　同校教職員約２５名
内容　教材制作と知的財産法

教員が知的財産教育を企画する際に必要な知的財産の知識について、教材制作に必要な知的財産という切り口から情報提供を行った。

【当日の指導用パワーポイント資料】　抜粋

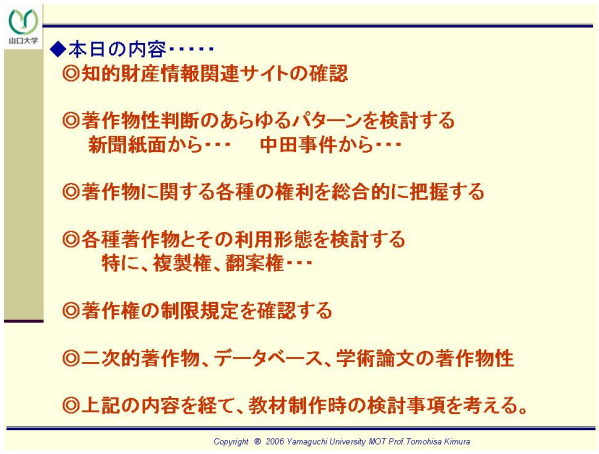

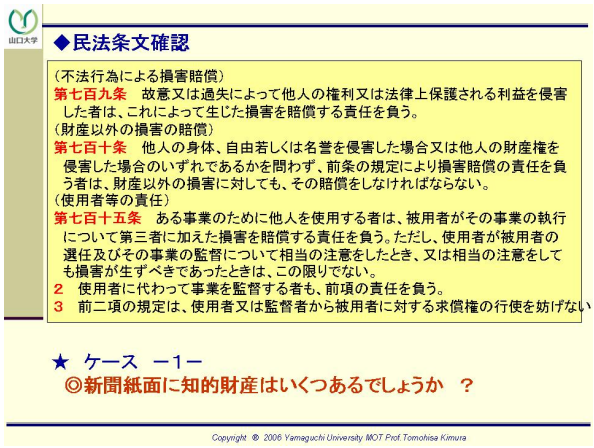

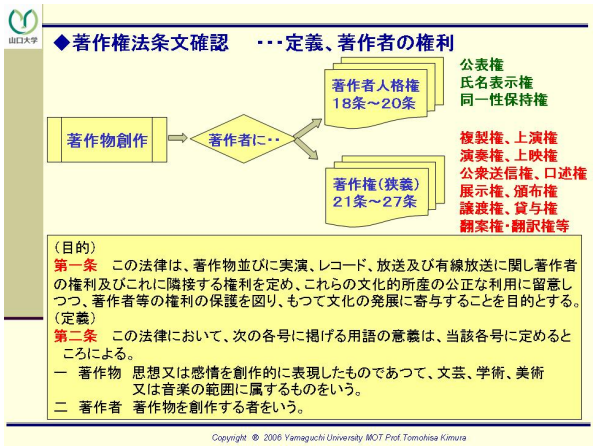

◆著作権法条文確認

第二条
5　この法律にいう「公衆」には、特定かつ多数の者を含むものとする。

（二次的著作物）
第十一条　二次的著作物に対するこの法律による保護は、その原著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない。

（編集著作物）
第十二条　1　編集物（データベースに該当するものを除く。以下同じ。）でその素材の選択又は配列によって創作性を有するものは、著作物として保護する。
2　前項の規定は、同項の編集物の部分を構成する著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない。
（データベースの著作物）

第十二条の二　1　データベースでその情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するものは、著作物として保護する。
2　前項の規定は、同項のデータベースの部分を構成する著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない。

Copyright ® 2006 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

◆著作権法条文確認　・・・権利の制限

（引用）
第三十二条　公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。
2国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができる。ただし、これを禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。　注）・・・*必要性　主従関係　出展明示*
（私的使用のための複製）
第三十条　著作権の目的となっている著作物（以下この款において単に「著作物」という。）は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。
一公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器（複製の機能を有し、これに関する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器をいう。）を用いて複製する場合
三十条・・・以下省略

Copyright ® 2006 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

◆著作権法条文確認　・・・権利の制限

（学校その他の教育機関における複製等）
第三十五条　学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。
2公表された著作物については、前項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合には、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

Copyright ® 2006 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

★　ケース　－2－

◎個人Bおよび個人Bが代表者を務める出版社Cは、有名スポーツ選手Aの伝記本を出版した。出版にあたっては、本人Aに対する取材や、何らかの許諾要求は行われていない。下記の条件でAが取りうる措置を検討してください。

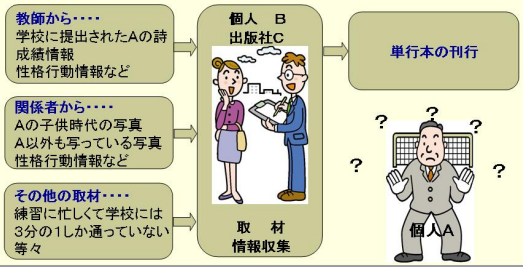

Copyright ® 2006 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

★　ケース　－3－

◎漫画とそこから派生するキャラクターの権利について、下記条件のそれぞれについて検討してください。

1. サザエさんのキャラクターを観光バスの側面に描いて、業務上利用する行為

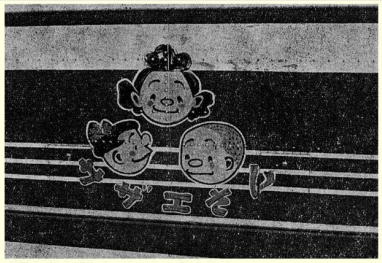

何が問題となりうるのか、考え得る論点は・・・

Copyright ® 2006 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

【論点】
・著作物はどの部分か
・サザエさんの構成は・・4コマ漫画？　一話完結？　新聞紙面との関係？
単行本となっている場合は？　著作権はいくつ？
権利の終期は？　キャラクターとの関係は？
漫画のどの部分について権利行使ができるのか？
キャラクターに単独の著作権が発生するのか？

2. ポパイの絵をネクタイにプリントして販売する行為

【論点】　前述事例と同様の論点
・著作物はどの部分か
・ポパイの漫画とキャラクターとの関係　等々

Copyright ® 2006 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

漫画

キャラクター

Copyright ® 2006 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

★　ケース　－4－

◎漫画の原作者と原画制作者あるいは漫画化した者等との関係

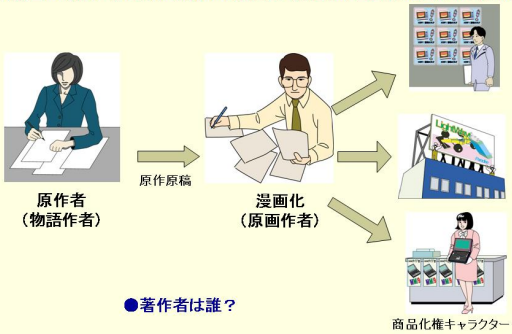

●著作者は誰？

Copyright ® 2006 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

★ ケース －5－
◎データベースの著作物性判断

第二条（定義）
一　**著作物**　思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。
十の三　**データベース**　論文、数値、図形その他の情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

（編集著作物）
第十二条　編集物（データベースに該当するものを除く。以下同じ。）でその素材の選択又は配列によつて創作性を有するものは、著作物として保護する。
2　前項の規定は、同項の編集物の部分を構成する著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない。

（データベースの著作物）
第十二条の二　データベースでその情報の選択又は体系的な構成によつて創作性を有するものは、著作物として保護する。
2　前項の規定は、同項のデータベースの部分を構成する著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない。

Copyright ® 2006 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

●原告Aは自動車整備業用システム「スーパーフロントマン」を開発

原告システムは、自動車整備業者において、見積書、作業指示書、納品書等の作成が容易にできるほか、顧客や車両等に関する入力データをデータベース化、顧客管理やダイレクトメールの発送等に活用できるように構成。
日本国内において実在の自動車に関する一定の情報を収録したデータベースである「諸元マスター」を構成要素としている。
原告Aは、諸元マスター平成6年度版を作成し販売を開始した。

AはBがデータベースを複製して利用したとして、著作権侵害と不法行為、不競法で訴訟提起。

●被告Bは昭和61年3月ころから自動車整備業用システムである「トムキャット」を製造販売。

被告システムは、自動車整備業者において、見積書、作業指示書等の作成が容易にできるほか、顧客や車両に関する入力データをデータベース化し、顧客管理等に活用できるように構成されたものであり、実在の自動車に関する一定の情報を収録したデータベースが構成要素。

Copyright ® 2006 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

（別紙）
不 正 競 争 目 録

1　B社はA社のデータを盗用している。
2　B社は経営状態が悪　く危ない。
3　B社はおもしろいことになるので、お金は支払わない方がよい。
4　X社は、B社との提携をやめてA社に一本化する。
6　B社の工数は、日整連の工数とは違う。

（別紙）　データ項目の分類及びその属性等

データ項目			属性	桁数	バイト数
型制番号	形式指定番号		数値情報	4	2
	類別区分番号		数値情報	3	2
車両分類項目	車名コード	メーカーコード	コード情報	2	1
		車種コード	コード情報	2	1
	種別コード		コード情報	2	1
	用途コード		コード情報	2	1
	車体形状コード		コード情報	2	1
	型式		文字情報	12	12
車両性能	定員（一）		数値情報	3	2
	定員（二）		数値情報	3	2
	最大積載量（一）		数値情報	6	4
	最大積載量（二）		数値情報	6	4
	車両重量		数値情報	6	4
	車両総重量（一）		数値情報	6	4
	車両総重量（二）		数値情報	6	4
車体寸法		長さ	数値情報	4	2
		高さ	数値情報	4	2
		幅	数値情報	4	2
軸重		前軸	数値情報	5	4
		後軸	数値情報	5	4
エンジン（原動機）形式			文字情報	10	10
総排気量			数値情報	5	5
燃料コード			コード情報	2	1

Copyright ® 2006 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

●情報選択

情報の集合物にどの情報を収録するかという採択レベルの判断基準

創作性→人間の知的活動が表出形式的条件を満たす情報を全て収録して、選択の余地がなければ創作性はない。

情報母集団から抽出した場合は創作性が認められる可能性が高い

●体系的構成

情報検索を効率化する情報の加工レベルの判断基準

情報の整理がされず、デジタル化による検索が可能というだけであれば、効率化に向けた創作活動がなされていないという理由で創作性が否定される。

情報の体系化、収録方法の工夫、キーワード付与等の加工があれば‥創作性要件を満たす可能性がある。

Copyright ® 2006 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

★ ケース －6－
◎言語著作物の翻案について

（翻訳権、翻案権等）
第二十七条　著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。

（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）
第二十八条　二次的著作物の原著作物の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類の権利を専有する。

Copyright ® 2006 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

●江差追分事件

・原告、被上告人

江差追分に関するノンフィクション「北の波濤に唄う」と題する書籍の著作者

VS

・被告、上告人

上告人N日本放送協会「ほっかいどうスペシャル・遥かなるユーラシアの歌声―江差追分のルーツを求めて―」と題するテレビ番組製作、平成2年10月18日に放送

上告人Aは上告人Nの函館局放送部副部長番組製作の現場責任者

Copyright ® 2006 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

●言語の著作物における翻案

1　言語の著作物の翻案とは，既存の著作物に依拠し，かつ，その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ，具体的表現に修正，増減，変更等を加えて，新たに思想又は感情を創作的に表現することにより，これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作する行為をいう。

2　思想，感情若しくはアイデア，事実若しくは事件など表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において既存の言語の著作物と同一性を有するにすぎない著作物を創作する行為は，既存の著作物の翻案に当たらない。

Copyright ® 2006 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

ご静聴ありがとうございました‥‥

‥連絡先‥
山口大学大学院　技術経営研究科　木村友久
0836-85-9909(木村研究室直通TEL)
0836-85-9876(研究科事務室)
0836-85-9877(研究科FAX)
t-kimura@yamaguchi-u.ac.jp

Copyright ® 2006 Yamaguchi University MOT Prof.Tomohisa Kimura

９－５－２　整理番号１６　山口県立宇部商業高等学校

【教員向けセミナー】
山口県立宇部商業高等学校
平成１８年８月１０日と１１日　計１０時間
対象者　山口県内商業高校教員約３５名
内容　知的財産権の概要並びに知的財産教育手法

既発表の内容と重複するため、写真やスライド等は割愛する[1)]。

９－５－３　整理番号１７　福岡県立玄海高等学校

【教員向けセミナー】
福岡県立玄海高等学校
平成１８年１０月１０日　３０分間
対象者　福岡情報教育研究会（嘉穂総合高校倉光先生主催）会員約１５名
内容　教育機関における知的財産教育事例紹介と知財教育の考え方

既発表の内容と重複するため、写真やスライド等は割愛する[2)]。

９－５－４　整理番号１８　有明工業高等専門学校

【教員向けセミナー】
有明工業高等専門学校
平成１８年１２月６日　１２０分間
対象者　同校教職員と専攻科学生約３０名
内容　実践的知的財産教育事例紹介

既発表の内容と重複するため、写真やスライド等は割愛する[3)]。

1）当日のパワーポイント資料は下記ホームページに掲載されている。
http://t-kimura03.cc.yamaguchi-u.ac.jp/ubesyou.pdf

2）当日のパワーポイント資料は下記ホームページに掲載されている。
http://t-kimura03.cc.yamaguchi-u.ac.jp/genkai.pdf

3）当日のパワーポイント資料は下記ホームページに掲載されている。
http://t-kimura03.cc.yamaguchi-u.ac.jp/ariake.pdf

第１０章　結　語

１０－１　まとめ

第１０章　結　語

１０－１　まとめ

本年度の研究で、高等学校普通教育科目について学習指導要領で規定された各教科の目的と整合性を保ちながら知的財産教育を実行できる箇所の探索を完了した。結果として、各教科科目の目的を保ちながら知的財産教育と整合性をとることができる箇所が一定量存在することを確認することができた。また、調査できる範囲内で網羅的に現行検定教科書を調査し、知的財産教育にも利用できる要素が記述されている箇所の調査を終えた。ただし、本年度改訂教科書は年度末に市販されるため調査未済である。この部分については、平成１９年４月以降の調査を待つ必要がある。

検定教科書に根拠を持つ学習指導案も４６本作成し、対応ビデオ教材開発も行った。本年度は、実証授業も中学高校で１３種類実施し、本手法による知的財産教育システム開発の有効性を担保する一定のデータも取得することができた。いずれも、適切な教材を選択して指導の工夫をすることで、当該教科・科目の指導目標を保ったまま知財教育を組み込むことが可能であることを示すデータである。

今後の課題としては、主として高等学校普通教育科目で実施した学習指導要領調査と検定教科書調査、並びに学習指導案や教材開発を、中学校や小学校段階でも実施することが教務であると考える。

特許庁　大学における知的財産教育研究事業
「初等中等教育段階における知的財産教育の実践研究」
平成１９年３月発行
山口大学大学院　技術経営研究科
〒755-8611　山口県宇部市常盤台２丁目１６番地１
電話 0836-85-9876

平成18年度

大学における知的財産教育研究事業

『初等中等教育段階における知的財産教育の実践研究』

山口大学